

申請手続等の見直しに関する調査
—戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として—

結果報告書

平成29年3月

総務省行政評価局

前 書 き

国民が行政機関に国家資格の登録や事業の許可等の申請等（以下「申請手続等」という。）を行う場合、申請書の作成、必要書類の添付、手数料の支払等その手続には一定の負担を伴う。

申請手続等の負担については、「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）において「添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る」とされ、国民負担の軽減を推進するとされていることから、不断の見直しが必要である。総務省においても、申請手続等に係る調査を実施するなど申請手続等の見直しの推進に継続的に取り組んできている。

申請手続等における申請書等の添付書類には、様々なものがあり、このうち、戸籍謄本又は戸籍抄本（以下「戸籍謄本等」という。）については、多くの申請手続等において提出が求められているところであるが、住民票の写しの提出に比べ、申請者に対して取得の費用・手間の面から多くの負担となっている。

そして、このような状況に対し国民から、i) 戸籍謄本等の提出に代えて、住民票の写しの提出を認めてほしい、ii) 提出した戸籍謄本等を返却してほしいとする要望がみられる。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、申請手続等における国民負担の軽減を図る観点から、戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として、申請手続等における提出書類の取扱状況の実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等-----	1
第2 調査結果	
1 戸籍謄本等に関連する申請手続等の概要と現状-----	2
2 本人確認等のために必要としている戸籍謄本等の提出の見直し	
(1) 関連制度等-----	4
(2) 調査結果-----	5
3 相続時に提出する戸籍謄本等の返却の推進	
(1) 関連制度等-----	56
(2) 調査結果-----	56

図 表 目 次

第 2 調査結果

1 戸籍謄本等に関連する申請手続等の概要と現状

表 1 申請負担軽減対策（平成 9 年 2 月 10 日閣議決定）〈抜粋〉	3
---------------------------------------	---

2 本人確認等のために必要としている戸籍謄本等の提出の見直し

(1) 関連制度等

表 2- (1) -ア-① 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）〈抜粋〉	9
表 2- (1) -ア-② 戸籍謄本（全部事項証明）の記載のひな形	10
表 2- (1) -ア-③ 戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）〈抜粋〉	11
表 2- (1) -ア-④ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号） 〈抜粋〉	11
表 2- (1) -イ-① 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）〈抜粋〉	12
表 2- (1) -イ-② 住民票の様式例	13
表 2- (1) -ウ-① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）〈抜粋〉	13
表 2- (1) -ウ-② 身分証明書の様式例	14

(2) 調査結果

表 2- (2) -① 調査実施手続一覧	15
表 2- (2) -② 戸籍謄本等の提出が必要な手続一覧	22
表 2- (2) -ア 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる 手続	26
表 2- (2) -ア - i ~ xi 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考 えられる手続（No. 1~5、7~9、12~14 の手続）	27
表 2- (2) -イ 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は 本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能 と考えられる手続	38
表 2- (2) -イ - i ~ x 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以 外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で 本人確認等が可能と考えられる手続（No. 1、2、17~24 の手続）	39
表 2- (2) -イ - xi 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の 者は本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等を行っている 手続	49
表 2- (2) -ウ 戸籍謄本等の提出を求めることについて一定の合理性があると認められ た手続	50
表 2- (2) -ウ - i ~ iv 戸籍謄本等の提出を求めることについて一定の合理性がある と認められた手続（No. 2、6、7、8、11 の手続）	52

3 相続時に提出する戸籍謄本等の返却の推進

(1) 関連制度等

表 3- (1) - ① 戸籍謄本等の返却又はコピーの受付の実施方法	60
表 3- (1) - ② 戸籍謄本等の提出が求められる相続手続	61

(2) 調査結果

表 3- (2) - ア - (ア) - i 申請者の負担の軽減を図る観点から、戸籍謄本等を申請者に返却している例	62
表 3- (2) - ア - (ア) - ii 不動産登記規則等における戸籍謄本等の返却に関する規定	63
表 3- (2) - ア - (ア) - iii 法務省のホームページにおける戸籍謄本等の返却に関する説明	64
表 3- (2) - ア - (イ) - i 請求者の負担の軽減を図る観点から、戸籍謄本等を請求者に返却している例	65
表 3- (2) - ア - (イ) - ii 国民年金市町村事務処理基準等における戸籍謄本等の返却に関する規程	66
表 3- (2) - ア - (イ) - iii 日本年金機構のホームページにおける原本の返却に関する説明	67
表 3- (2) - イ - (ア) - i 法令等に根拠がないとするもの	68
表 3- (2) - イ - (ア) - ii ~ viii 法令等に根拠がないなどとして、戸籍謄本等を返却することとされていない例 (No. 1~9 の手続)	69
表 3- (2) - イ - (イ) - i 手続実務を行う地方公共団体等の判断で戸籍謄本等を返却するものであるとするもの	78
表 3- (2) - イ - (イ) - ii 手続実務を行う地方支分部局の判断で戸籍謄本等を返却するものであることから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 (No. 1 の手続)	79
表 3- (2) - イ - (ウ) - i 他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要があるとするもの	80
表 3- (2) - イ - (ウ) - ii 他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要があるとしていることから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 (No. 3~11 の手続)	81
表 3- (2) - イ - (エ) 事務的負担の増加を懸念しているもの	83
表 3- (2) - イ - (オ) 戸籍謄本等の返却の要望がないとするもの	83
表 3- (2) - ① 法定相続情報証明制度 (仮称) について	84

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、申請手続等における国民負担の軽減を図る観点から、戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として、申請手続等における提出書類の取扱状況の実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

全府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

(2) 関連調査等対象機関

特殊法人（2）、国立大学法人（1）、都道府県（9）、市町村（7）、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

行政評価事務所（東京、徳島）

4 実施時期

平成28年8月～29年3月

第2 調査結果

1 戸籍謄本等に関連する申請手続等の概要と現状

調査の結果	説明図表番号
<p>国民が行政機関に国家資格の登録や事業の許可等の申請等(以下「申請手続等」という。)を行う場合、申請書の作成、必要書類の添付、手数料の支払等その手続には一定の負担を伴う。</p> <p>申請手続等の負担については、「申請負担軽減対策」(平成9年2月10日閣議決定)において「添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る」とされ、国民負担の軽減を推進するとされていることから、不断の見直しが必要である。総務省においても、申請手続等に係る調査を実施するなど申請手続等の見直しの推進に継続的に取り組んできている。</p> <p>申請手続等における申請書等の添付書類には、様々なものがあり、このうち、戸籍謄本又は戸籍抄本(以下「戸籍謄本等」という。)については、多くの申請手続等において提出が求められており、次のような状況となっている。</p> <ul style="list-style-type: none">i) ①戸籍謄本等の交付手数料(450円)は、一般に住民票の写しの交付手数料(300円程度)より高額である、②本籍地と住所地が異なる場合には本籍地の市町村に郵送による交付申請を行う必要があり手間がかかる、③身分事項などいわゆる機微情報が記載されている。ii) 申請手続等の中には戸籍謄本等の提出を求めることなく、住民票の写しの提出を求めているものがある。iii) 相続の際に必要とされる手続の多くで戸籍謄本等の提出を求めているが、提出された戸籍謄本等を申請者に返却している手続がある。 <p>このような状況に対し国民から、i) 戸籍謄本等の提出に代えて、住民票の写しの提出を認めてほしい、ii) 提出した戸籍謄本等を返却してほしいとする要望がみられる。</p>	表1

表 1 申請負担軽減対策（平成 9 年 2 月 10 日閣議決定）＜抜粋＞

規制緩和を推進するに当たって、行政庁に対する申請等に係る国民の負担を軽減することがきわめて重要である。今日、簡素で効率的な行政、国民の主体性が生かされる行政及び質の高い行政サービスを実現するため、情報通信技術の飛躍的な発展をも踏まえ、許認可や補助金等に係る申請、届出又は諸種の統計調査等に際しての国民の負担の大幅な軽減を図る必要がある。このため、申請等に伴う手続の簡素化、電子化、ペーパーレス化、ネットワーク化などを迅速かつ強力で推し進め、今世紀中に申請等に伴う国民の負担感を半減することを目標として本対策の実施に取り組む。

1 申請・届出の簡素化

以下の指針に沿って、各省庁は、各種申請・届出の積極的な見直しを行い、今年度（1996 年度）末までの規制緩和推進計画の再改定の際に盛り込んで実施する。

イ 申請書等の記載事項等の簡素化

- (1) 申請書等の記載事項は、審査基準からみて、必要不可欠なものに限る。
- (2) 添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る。
- (3) 申請書等の副本に添付する証明書類については、その写しの添付で足りることとする。
- (4) 既に保有している資料と同種のものについては、提出を求めない。

(注) 下線は当省が付した。

2 本人確認等のために必要としている戸籍謄本等の提出の見直し

勧告	説明図表番号
<p>(1) 関連制度等</p> <p>申請手続等において、添付書類により申請者が本人であることの確認（以下「本人確認」という。）等を行うものがあり、本人確認等に利用されている主な文書としては、戸籍謄本等、住民票及び身分証明書がある。</p> <p>ア 戸籍謄本等</p> <p>戸籍は、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録・公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍を公証する唯一の制度とされており、戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第1項に基づき、本籍地の市町村長が編製している。戸籍には、「本籍」「氏名」「出生の年月日」「戸籍に入った原因及び年月日」「実父母の氏名及び実父母との続柄」「養子であるときは養親の氏名及び養親との続柄」「夫婦については夫又は妻である旨」「他の戸籍から入った者についてはその戸籍の表示」等（注）が記載されている。戸籍は日本国民である限り編製され、戸籍簿から除かれた戸籍がつづられる除籍簿については、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第5条第4項により、150年間保存することとされている。</p> <p>戸籍謄本等の交付手数料は、各市町村の条例で定められており、条例が準拠している地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）では、一通につき450円とされている。</p> <p>また、交付請求先は本籍地の市町村であるため、住所地の市町村と異なる場合には、郵送による申請が必要であるなど一定の負担が発生する。</p> <p>（注）そのほか、平成12年4月の成年後見制度施行以前に禁治産・準禁治産の宣告を受けている旨が記載されている（本人が戸籍から後見登記等ファイルへ移行申請を行っている場合を除く。）。</p> <p>イ 住民票</p> <p>住民票（住民基本台帳）は、住民の居住関係を公証するものとされ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に基づき、市町村長が作成している。日本国民であっても、日本国外に転出した場合には、住民票は作成されない。住民票には、「氏名」「出生の年月日」「男女の別」「本籍地」「住所」等が記載されている。</p> <p>住民票の写しの交付手数料は、各市町村の条例で定められており、当省が把握できた範囲においては、おおむね300円程度となっている。</p> <p>住民票の写しは、①交付手数料が戸籍謄本等より安価であること、②住所地の市町村に交付の申請ができることから、本籍地の市町村に交付の申請をしなければならぬ戸籍謄本等に比べて容易に取得できる。</p> <p>ウ 本籍地の市町村長が発行している身分証明書</p>	<p>表2－(1)－ア－①、②</p> <p>表2－(1)－ア－③</p> <p>表2－(1)－ア－④</p> <p>表2－(1)－イ－①</p> <p>表2－(1)－イ－②</p>

<p>身分証明書は、禁治産・準禁治産宣告、後見登記、破産宣告の通知を受けていないことを証明するものとされ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第2項に基づき、本籍地の市町村長が作成している。身分証明書には、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことのほか、氏名、生年月日及び本籍地が記載されている。</p> <p>身分証明書の交付手数料は、各市町村の条例で定められており、当省が把握できた範囲においては、おおむね300円から600円程度となっている。</p>	<p>表2－(1)－ウ－①、②</p>
<p>(2) 調査結果</p> <p>今回、申請手続等のうち、国家資格の登録申請や事業の許可等の手続を把握し、戸籍謄本等の提出が必要な75手続全て（親族関係の身分関係を把握するなどのために戸籍謄本等の提出を必要としていることが明らかな手続は除く。）について、戸籍謄本等の提出を必要とする理由及び戸籍謄本等による確認内容を調査した。</p> <p>また、戸籍謄本等の提出の必要性を検討する観点から、本籍記載のある住民票の写しの提出が必要な135手続のうち49手続、本籍記載のない住民票の写しの提出が必要な97手続のうち31手続、戸籍謄本等及び住民票の写しの提出が不要な136手続のうち50手続について、戸籍謄本等の提出を不要としていることによる支障の有無等を調査した。</p> <p>その結果、戸籍謄本等の提出が必要な75手続については、次のとおり、戸籍謄本等でしか対応できないと考えられる手続がある一方、必ずしも戸籍謄本等の提出が必要でないと考えられる手続がみられた。</p>	<p>表2－(2)－①、②</p>
<p>ア 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続（14手続）</p> <p>戸籍謄本等による確認内容に基づき手続を区分すると次のとおりである。</p> <p>① 本人確認のため、「氏名」「生年月日」及び「本籍地」（以下、これらを総称して「3情報」という。）を確認している手続【公有水面埋立免許の申請等9手続】</p> <p>② 本人確認のため及び欠格事由のうち犯歴（注）を本籍地の市町村に照会するため、3情報を確認している手続【軽油引取税における元売業者の指定の申請、港湾運送事業の許可の申請等4手続】</p> <p>（注）禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年を経過しない者等</p> <p>③ 本人確認のため及び所在不明となった名簿登録者の現住所を本籍地の市町村に照会するため、3情報を確認している手続【海事補佐人の登録の申請1手続】</p> <p>一方、上記手続と同様の内容を確認している手続の中には、戸籍謄本等の提出を求めることなく、本籍記載のある住民票の写しにより本人確認等を行</p>	<p>表2－(2)－ア</p> <p>表2－(2)－ア－i ～xi</p>

っている手続（司法書士の登録の申請、栄養士免許の申請等）があり、これらの手続においては、本人確認等に特段の支障は認められなかった。

これらを踏まえると、i) 本人確認のため、ii) 犯歴照会のため及びiii) 所在不明となった名簿登録者の現住所を本籍地の市町村に照会するため、3情報を確認している上記手続については、本籍記載のある住民票の写しにより、必要な確認を行うことが可能と考えられる。

なお、本人確認のために「本籍地」を確認することについては、本籍地は、国民が海外に転出した場合にも日本国民である限りは維持されることなどから、厳格に本人を特定する上で一定の意義があると考えられる。

イ 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続（26手続）

試験申込等から登録申請までの間に婚姻等により「氏名」又は「本籍地」の変更が生じた場合、戸籍謄本等により変更前後の「氏名」等を確認している手続があったが、これらの手続は、「氏名」等に変更が生じていない者にも戸籍謄本等の提出を求めている。

戸籍謄本等による確認内容に基づき手続を区分すると次のとおりである。

- ① 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続【登録政治資金監査人の登録の申請、医師免許の申請等19手続】
- ② 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続で、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことを確認するため、戸籍謄本等のほかに、身分証明書の提出も求めている手続【行政書士の登録の申請、税理士の登録の申請2手続】
- ③ 登録時に、本人確認のため及び本籍地の市町村に犯歴を照会するため、3情報を確認している手続で、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続【獣医師免許の申請等2手続】
- ④ 登録時に、本人確認のため及び本籍地の市町村に犯歴を照会するため、3情報を確認している手続で、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続。その上、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことを確認するため、戸籍謄本等のほかに、身分証明書の提出も求めている手続【公認会計士の開業登録の申請等3手続】

しかし、上記の本人確認等のために確認している3情報については、前述のとおり、本籍記載のある住民票の写しにより、必要な確認を行うことが可能である。

表2- (2) -イ

表 2- (2) -イ - i
~ ix

また、試験申込等から登録申請までの間に婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更があった場合、変更前後の「氏名」又は「本籍地」については、戸籍謄本等でのみ確認可能であるが、変更のない者が大多数であると考えられる。上記手続と同様の内容を確認している手続の中には「氏名」又は「本籍地」の変更がある者のみ戸籍謄本等の提出を求めている手続（柔道整復師免許の申請、歯科衛生士免許の申請、あん摩マッサージ指圧師免許の申請等）があり、これらの手続においては、確認に特段の支障は認められなかった。

表 2- (2) -イ- xi

そのほか、上記手続と同様の内容を確認している手続の中には、戸籍謄本等の提出を求めることなく、別途提出を求めている身分証明書により本人確認を行っている手続（貸金業取扱主任者の登録の申請）があり、当該手続においては、本人確認に特段の支障は認められなかった。

これらを踏まえると、上記手続については、「氏名」又は「本籍地」の変更がある者のみ戸籍謄本等の提出を求めることは可能と考えられる。

ウ 戸籍謄本等の提出を求めることに一定の合理性があると考えられる手続（35手続）

表 2- (2) -ウ

表 2- (2) -ウ- i

「日本国籍を有していること」、「禁治産者・準禁治産者でないこと」、「親子関係等があること」といった欠格事由等に該当していないことを確認するため、戸籍謄本等の提出を求める手続【自動車運転代行業の認定の申請、公証人の任命の申請、美術品の登録の申請、騎手免許の申請、耐空検査員の認定の申請等35手続】があった。これらは戸籍謄本等でのみ確認が可能であるため、戸籍謄本等の提出を求めることについて、一定の合理性があると認められた。

～ iv

（今後の課題）

政府においては、行政手続コスト削減の観点から、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めることとしている。また、行政上の各種システムの構築や個人番号カード等の普及・高度化など申請手続等に関連するIT基盤の状況は、急速に変化している。

前述のとおり、厳格な本人確認として本籍地を確認することには一定の意義がある。他方、本籍地を確認しなくても、本人確認として手続の要件を満たすことができるのであれば、住民票の写し等の提出を不要とし、住民基本台帳ネットワークや個人番号カード・公的個人認証の仕組み等を通じて得られる「氏名」「出生の年月日」「男女の別」「住所」等の情報で本人確認を行うことで、申請者側の負担のみならず、添付書類の審査を行う行政側の負担軽減が見込まれる。

今後、各種申請手続における本人確認については、本籍情報の取得を当然の前提とすることなく、行政手続コスト削減等に取り組むことが適当である。

【所見】

したがって、関係府省は、戸籍謄本等の提出を求めている手続について、申請者の負担軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 本籍記載のある住民票の写しで本人確認等が可能である手続については、法令を改正するなどして、戸籍謄本等の提出を不要とし、本籍記載のある住民票の写しで本人確認等を行うこと。(総務省、国土交通省)
- ② 試験申込等から登録申請までの間の「氏名」等の変更の有無を確認するため戸籍謄本等の提出を求めている手続については、法令を改正するなどして、「氏名」等の変更がある者のみ戸籍謄本等を求め、変更がない者については、本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書で本人確認等を行うこと。(金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省)

表 2-(1)-ア-① 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）＜抜粋＞

第 1 条 戸籍に関する事務は、市町村長がこれを管掌する。

2 (略)

第 6 条 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。ただし、日本人でない者（以下「外国人」という。）と婚姻をした者又は配偶者がいない者について新たに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。

第 7 条 戸籍は、これをつづつて帳簿とする。

第 12 条 一戸籍内の全員をその戸籍から除いたときは、その戸籍は、これを戸籍簿から除いて別につづり、除籍簿として、これを保存する。

2 (略)

第 13 条 戸籍には、本籍の外、戸籍内の各人について、左の事項を記載しなければならない。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 戸籍に入った原因及び年月日
- 四 実父母の氏名及び実父母との続柄
- 五 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄
- 六 夫婦については、夫又は妻である旨
- 七 他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示
- 八 その他法務省令で定める事項

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(1)-ア-② 戸籍謄本（全部事項証明）の記載のひな形

		(6の1)	全部事項証明
本籍	氏名	東京都千代田区平河町一丁目10番地 甲野 義太郎	
戸籍事項 戸籍編製 転籍		【編製日】平成4年1月10日 【転籍日】平成5年3月6日 【従前の記録】 【本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地	
戸籍に記録されている者		【名】義太郎 【生年月日】昭和40年6月21日 【配偶者区分】夫 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【続柄】長男	
身分事項 出生		【出生日】昭和40年6月21日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】昭和40年6月25日 【届出人】父	
婚姻		【婚姻日】平成4年1月10日 【配偶者氏名】乙野梅子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄	
養子縁組		【縁組日】平成33年1月17日 【共同縁組者】妻 【養子氏名】乙川英助 【送付を受けた日】平成33年1月20日 【受理者】大阪市北区長	
認知		【認知日】平成35年1月7日 【認知した子の氏名】丙山信夫 【認知した子の戸籍】千葉市中央区千葉港5番地 丙山竹子	
戸籍に記録されている者		【名】梅子 【生年月日】昭和41年1月8日 【配偶者区分】妻 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女	
身分事項 出生		【出生日】昭和41年1月8日	

(注) 戸籍法施行規則第24号附録から抜粋した。

表 2-(1)-ア-③ 戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）〈抜粋〉

第 5 条 除籍簿は、年ごとにこれを別冊とし、丁数を記入し、その表紙に「平成何年除籍簿」と記載しなければならない。

2 前条第二項の規定は、各年度の除籍簿にこれを準用する。

3 市町村長は、相当と認めるときは、数年度の除籍簿を一括してつづることができる。この場合には、更に表紙をつけ、「自平成何年至平成何年除籍簿」と記載しなければならない。

4 除籍簿の保存期間は、当該年度の翌年から百五十年とする。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(1)-ア-④ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）〈抜粋〉

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一～七の二 (略)	(略)	(略)
八 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項及び第十条の二第一項から第五項まで（これらの規定を同法第十二条の二において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項及び第二項（これらの規定を同法第一百七十七条において準用する場合を含む。）、第二百十条第一項並びに第二百二十六条の規定に基づく戸籍に関する事務	1 戸籍法第十条第一項、第十条の二第一項から第五項まで若しくは第二百二十六条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第二百十条第一項若しくは第二百二十六条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	一通につき四百五十円
	2～6 (略)	(略)
九～百九 (略)	(略)	(略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(1)-イ-① 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）〈抜粋〉

（住民基本台帳の備付け）

第 5 条 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項を記録するものとする。

（住民票の記載事項）

第 7 条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 男女の別
- 四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨
- 六 住民となつた年月日
- 七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日
- 八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所
- 八の二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- 九～十四 （略）

（戸籍の附票の作成）

第 16 条 市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。

2 （略）

（戸籍の附票の記載事項）

第 17 条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載（前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

- 一 戸籍の表示
- 二 氏名
- 三 住所
- 四 住所を定めた年月日

（注） 下線は当省が付した。

表 2-(1)-イ-② 住民票の様式例

住民票			
氏名	総務太郎	生年月日	昭和※※年※月※日
性別	男	住民票コード	1 2 3 4 5 6
住所	〇〇1丁目△番□号	届出年月日	昭和※※年※月※日
住民となった年月日		昭和※※年※月※日	
世帯主	総務一郎	続柄	子
本籍	□□県△△市〇〇※丁目※番※号	筆頭者	総務一郎
前住所	□□県△△市〇〇※丁目※番※号		
この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。			
平成〇年〇月〇日 △△市長 □□ □□ 印			

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-ウ-① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）＜抜粋＞

第 2 条 地方公共団体は、法人とする。
 2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
 3～17 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2－(1)－ウ－② 身分証明書の様式例

身分証明書	
本 籍	□□県△△市○○※丁目※番※号
本人氏名	総務太郎
生年月日	昭和※※年※月※日
1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。	
2. 後見の登記の通知を受けていない。	
3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。	
上記のとおり証明する。	
平成○年○月○日	△△市長 □□ □□ 印

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-① 調査実施手続一覧

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等
①戸籍謄本等の提出が必要な手続(75)			
1	警察庁	駐車監視員資格者証の交付の申請	道路交通法(昭和35年法律第105号)
2	警察庁	自動車運転代行業の認定の申請	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)
3	金融庁	公認会計士の開業登録の申請	公認会計士法(昭和23年法律第103号)
4	金融庁	外国公認会計士の開業登録の申請	公認会計士法(昭和23年法律第103号)
5	金融庁	特定社員登録の申請	公認会計士法(昭和23年法律第103号)
6	総務省	行政書士の登録の申請	行政書士法(昭和26年法律第4号)
7	総務省	軽油引取税における元売業者の指定の申請	地方税法(昭和25年法律第226号)
8	総務省	軽油引取税における仮特約業者の指定の申請	地方税法(昭和25年法律第226号)
9	総務省	軽油引取税における特約業者の指定の申請	地方税法(昭和25年法律第226号)
10	総務省	登録政治資金監査人の登録の申請	政治資金規正法(昭和23年法律第194号)
11	法務省	公証人の任命の申請	公証人法(明治41年法律第53号)
12	法務省	更生保護事業に係る寄附金募集の許可の申請	更生保護事業法(平成7年法律第86号)
13	外務省	一般旅券の発給の申請	旅券法(昭和26年法律第267号)
14	財務省	税理士の登録の申請	税理士法(昭和26年法律第237号)
15	文部科学省	美術品の登録の申請	美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成10年法律第99号)
16	厚生労働省	医師免許の申請	医師法(昭和23年法律第201号)
17	厚生労働省	歯科医師免許の申請	歯科医師法(昭和23年法律第202号)
18	厚生労働省	保健師免許の申請	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
19	厚生労働省	助産師免許の申請	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
20	厚生労働省	看護師免許の申請	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
21	厚生労働省	准看護師免許の申請	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
22	厚生労働省	診療放射線技師免許の申請	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)
23	厚生労働省	臨床検査技師免許の申請	臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)
24	厚生労働省	理学療法士免許の申請	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
25	厚生労働省	作業療法士免許の申請	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
26	厚生労働省	視能訓練士免許の申請	視能訓練士法(昭和46年法律第64号)
27	厚生労働省	臨床工学技士免許の申請	臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)
28	厚生労働省	義肢装具士免許の申請	義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
29	厚生労働省	歯科技工士免許の申請	歯科技工士法(昭和30年法律第168号)
30	厚生労働省	救急救命士免許の申請	救急救命士法(平成3年法律第36号)
31	厚生労働省	薬剤師免許の申請	薬剤師法(昭和35年法律第146号)
32	厚生労働省	クリーニング師免許の申請	クリーニング業法(昭和25年法律第207号)
33	厚生労働省	販売従事登録(登録販売者)の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
34	農林水産省	獣医師免許の申請	獣医師法(昭和24年法律第186号)
35	農林水産省	調教師免許の申請(中央競馬)	競馬法(昭和23年法律第158号)

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等
36	農林水産省	騎手免許の申請(中央競馬)	競馬法(昭和23年法律第158号)
37	農林水産省	調教師免許の申請(地方競馬)	競馬法(昭和23年法律第158号)
38	農林水産省	騎手免許の申請(地方競馬)	競馬法(昭和23年法律第158号)
39	農林水産省	家畜人工授精師免許の申請	家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)
40	国土交通省	船舶に乗り組む衛生管理者の資格の認定の申請	船員法(昭和22年法律第100号)
41	国土交通省	耐空検査員の認定の申請	航空法(昭和27年法律第231号)
42	国土交通省	海事補佐人の登録の申請	海難審判法(昭和22年法律第135号)
43	国土交通省	公有水面埋立免許の申請	公有水面埋立法(大正10年法律第57号)
44	国土交通省	第一種貨物利用運送事業の登録の申請	貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)
45	国土交通省	第二種貨物利用運送事業の許可の申請	貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)
46	国土交通省	一般貨物自動車運送事業の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)
47	国土交通省	一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)
48	国土交通省	一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)
49	国土交通省	特定貨物自動車運送事業の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)
50	国土交通省	特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の受委託の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)
51	国土交通省	特定貨物自動車運送事業の譲受けの届出	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)
52	国土交通省	特定第二種貨物利用運送事業者に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)
53	国土交通省	廃油処理事業の許可の申請	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)
54	国土交通省	小型船造船業の登録の申請	小型船造船業法(昭和41年法律第119号)
55	国土交通省	港湾運送事業の許可の申請	港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)
56	国土交通省	倉庫業の登録の申請	倉庫業法(昭和31年法律第121号)
57	国土交通省	発券倉庫業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請	倉庫業法(昭和31年法律第121号)
58	国土交通省	内航海運業の登録の申請	内航海運業法(昭和27年法律第151号)
59	国土交通省	一般旅客運送事業の許可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)
60	国土交通省	一般旅客運送事業の管理の受委託の許可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)
61	国土交通省	一般旅客運送事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)
62	国土交通省	特定旅客運送事業の許可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)
63	国土交通省	特定旅客運送事業の管理の委託の届出	道路運送法(昭和26年法律第183号)
64	国土交通省	自動車道事業の免許の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)
65	国土交通省	自動車道事業の管理の受委託の許可申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)
66	国土交通省	自動車道事業の譲渡し及び譲受けの認可申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)
67	国土交通省	海事代理士の登録の申請	海事代理士法(昭和26年法律第32号)
68	国土交通省	建築士(一級)免許の申請	建築士法(昭和25年法律第202号)
69	国土交通省	建築士(二級、木造)免許の申請	建築士法(昭和25年法律第202号)
70	国土交通省	建築基準適合判定資格者の登録の申請	建築基準法(昭和25年法律第201号)
71	国土交通省	構造計算適合判定資格者の登録の申請	建築基準法(昭和25年法律第201号)
72	国土交通省	鉄道事業の許可の申請	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)
73	国土交通省	索道事業の許可の申請	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)
74	国土交通省	自動車ターミナル事業の許可の申請	自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)
75	国土交通省	自動車ターミナル事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請	自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等
②本籍記載のある住民票の写しの提出が必要な手続(49)			
1	警察庁	銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)
2	警察庁	技能検定の受験の申請	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)
3	警察庁	射撃教習を受ける資格の認定の申請	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)
4	警察庁	猟銃又は空気銃の射撃練習を行う資格の認定の申請	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)
5	警察庁	風俗営業の許可の申請	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
6	警察庁	店舗型性風俗特殊営業開始の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
7	警察庁	無店舗型性風俗特殊営業開始の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
8	警察庁	映像送信型性風俗特殊営業開始の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
9	警察庁	店舗型電話異性紹介営業開始の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
10	警察庁	無店舗型電話異性紹介営業開始の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
11	警察庁	特定遊興飲食店営業の許可の申請	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
12	警察庁	深夜における酒類提供飲食店営業開始の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
13	金融庁、 農林水産省	農林中央金庫代理業の許可の申請	農林中央金庫法(平成13年法律第93号)
14	法務省	民間紛争解決手続の業務の認証の申請	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)
15	法務省	司法書士の登録の申請	司法書士法(昭和25年法律第197号)
16	法務省	土地家屋調査士の登録の申請	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)
17	法務省	弁護士法第5条に基づく弁護士となる資格の認定の申請	弁護士法(昭和24年法律第205号)
18	文部科学省	教員資格認定試験の受験の申請	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)
19	厚生労働省	あん摩マッサージ指圧師免許の申請	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
20	厚生労働省	はり師免許の申請	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
21	厚生労働省	きゆう師免許の申請	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
22	厚生労働省	栄養士免許の申請	栄養士法(昭和22年法律第245号)
23	厚生労働省	言語聴覚士免許の申請	言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
24	厚生労働省	歯科衛生士免許の申請	歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
25	厚生労働省	柔道整復師免許の申請	柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
26	厚生労働省	製菓衛生師免許の申請	製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)
27	厚生労働省	調理師免許の申請	調理師法(昭和33年法律第147号)
28	厚生労働省	衛生管理者免許の申請(「免許試験合格通知書」を交付されていない者)	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
29	厚生労働省	クレーン・デリック運転士免許の申請(「免許試験合格通知書」を交付されていない者)	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
30	厚生労働省	技能講習(木材加工用機械作業主任者)の受講の申請	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
31	厚生労働省	技能講習(有機溶剤作業主任者)の受講の申請	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
32	厚生労働省	技能講習(フォークリフト運転技能講習修了者)の受講の申請	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
33	農林水産省、 経済産業省	商品先物取引仲介業者の登録の申請	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)
34	経済産業省	日本競輪学校入学試験(競輪選手)の受験の申請	自転車競技法(昭和23年法律第209号)
35	経済産業省	電気主任技術者免状の交付の申請	電気事業法(昭和39年法律第170号)
36	経済産業省	ダム水路主任技術者免状の交付の申請	電気事業法(昭和39年法律第170号)
37	経済産業省	ボイラー・タービン主任技術者免状の交付の申請	電気事業法(昭和39年法律第170号)
38	経済産業省、 環境省	引取業者の登録の申請	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)
39	国土交通省	建築設備士の登録の申請	建築士法(昭和25年法律第202号)

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等
40	国土交通省	動力車操縦者免許の申請	動力車操縦者運転免許に関する省令(昭和31年運輸省令第43号)
41	環境省	臭気判定士免状の交付の申請	悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
42	環境省	核燃料取扱主任者試験の受験の申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)
43	環境省	原子炉主任技術者試験(筆記試験)の受験の申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)
44	環境省	放射線取扱主任者免状の交付の申請	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)
45	環境省	浄化槽清掃業の許可の申請	浄化槽法(昭和58年法律第43号)
46	環境省	浄化槽管理士免状の交付の申請	浄化槽法(昭和58年法律第43号)
47	環境省	技術管理者証の交付の申請	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)
48	環境省	産業廃棄物収集運搬業の許可の申請	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
49	環境省	特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等
③本籍記載のない住民票の写しの提出が必要な手続(31)			
1	金融庁	貸金業務取扱主任者の登録の申請	貸金業法(昭和58年法律第32号)
2	金融庁	金融商品取引業の登録の申請	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)
3	金融庁	適格機関投資家等特例業務に係る届出	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)
4	金融庁	外務員の登録の申請	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)
5	金融庁	金融商品仲介業の登録の申請	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)
6	総務省	工事担任者資格者証の交付の申請	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
7	総務省	電気通信主任技術者資格者証の交付の申請	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
8	総務省	無線従事者免許の申請	電波法(昭和25年法律第131号)
9	法務省	公証人の書記の申請	公証人法(明治41年法律第53号)
10	財務省	塩製造業の登録の申請	塩事業法(平成8年法律第39号)
11	財務省	塩特定販売業の登録の申請	塩事業法(平成8年法律第39号)
12	財務省	特殊用塩特定販売業の届出	塩事業法(平成8年法律第39号)
13	財務省	塩事業センターの業務の一部委託の承認の申請	塩事業法(平成8年法律第39号)
14	財務省	酒類の製造免許の申請	酒税法(昭和28年法律第6号)
15	財務省	酒母等の製造免許の申請	酒税法(昭和28年法律第6号)
16	財務省	酒類の販売業免許の申請	酒税法(昭和28年法律第6号)
17	財務省	製造たばこの特定販売業の登録の申請	たばこ事業法(昭和59年法律第68号)
18	財務省	製造たばこの小売販売業の許可の申請	たばこ事業法(昭和59年法律第68号)
19	財務省	通関業の許可の申請	通関業法(昭和42年法律第122号)
20	文部科学省	学芸員資格認定の受験の申請	博物館法(昭和26年法律第285号)
21	厚生労働省	喀痰吸引等業務の登録の申請	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
22	経済産業省	火薬類製造保安責任者試験の受験の申請	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)
23	経済産業省	火薬類取扱保安責任者試験の受験の申請	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)
24	経済産業省	小型自動車競走審判員資格検定受検の申請	小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)
25	経済産業省	小型自動車競走選手養成所入所試験の受験の申請	小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)
26	経済産業省	採石業務管理者(採石業)の登録の申請	採石法(昭和25年法律第291号)
27	経済産業省	砂利採取業務主任者(砂利採取業)の登録の申請	砂利採取法(昭和43年法律第74号)
28	経済産業省	競輪審判員資格検定受検の申請	自転車競技法(昭和23年法律第209号)
29	国土交通省	宅地建物取引士の登録の申請	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)
30	国土交通省	通訳案内士の登録の申請	通訳案内士法(昭和24年法律第210号)
31	国土交通省	旅行業又は旅行業代理業の登録の申請	旅行業法(昭和27年法律第239号)

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等
④戸籍謄本等及び住民票の写しの提出が不要な手続(50)			
1	警察庁	射撃指導員の指定の申請	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)
2	消費者庁	消費生活相談員資格試験の受験の申請	消費者安全法(平成21年法律第50号)
3	総務省	防火管理者の選任の届出	消防法(昭和23年法律第186号)
4	総務省	消防設備士免状の交付の申請	消防法(昭和23年法律第186号)
5	総務省	防災管理者の選任の届出	消防法(昭和23年法律第186号)
6	総務省	危険物取扱者免状の交付の申請	消防法(昭和23年法律第186号)
7	総務省	自衛消防組織統括管理者となるための自衛消防業務講習の受講等の申請	消防法(昭和23年法律第186号)
8	総務省	消防設備点検資格者講習の受講等の申請	消防法(昭和23年法律第186号)
9	総務省	防火対象物点検資格者講習の受講等の申請	消防法(昭和23年法律第186号)
10	総務省	防災管理点検資格者講習の受講等の申請	消防法(昭和23年法律第186号)
11	法務省	申請等取次者の承認・届出	出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)
12	財務省	通関士の確認に係る届出	通関業法(昭和42年法律第122号)
13	文部科学省	技術士・技術士補の登録の申請	技術士法(昭和58年法律第25号)
14	文部科学省	社会教育主事講習の受講申込	社会教育法(昭和24年法律第207号)
15	文部科学省	司書・司書補講習の受講の申請	図書館法(昭和25年法律第118号)
16	文部科学省	学校図書館司書教諭講習の受講の申請	学校図書館法(昭和28年法律第185号)
17	厚生労働省	医薬品店舗販売業の許可の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
18	厚生労働省	高度管理医療機器等営業所管理者設置(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可)の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
19	厚生労働省	医療機器修理責任技術者設置(医療機器の修理業の許可)の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
20	厚生労働省	介護支援専門員証の交付の申請	介護保険法(平成9年法律第123号)
21	厚生労働省	看護師等確保推進者設置の届出	看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)
22	厚生労働省	職業訓練指導員免許の申請	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)
23	厚生労働省	技能検定(技能士)受験の申請	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)
24	厚生労働省	食鳥処理衛生管理者設置の届出	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)
25	厚生労働省	食品衛生管理者設置の届出	食品衛生法(昭和22年法律第233号)
26	厚生労働省	毒物・劇物販売業の登録の申請	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)
27	厚生労働省	毒物劇物取扱責任者設置の届出	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)
28	厚生労働省	受胎調節実地指導員の指定の申請	母体保護法(昭和23年法律第156号)
29	厚生労働省	向精神薬取扱責任者設置の届出	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)
30	厚生労働省	旅館業の許可の申請	旅館業法(昭和23年法律第138号)
31	農林水産省	家畜商免許の申請	家畜商法(昭和24年法律第208号)
32	農林水産省	飼料製造管理者設置の届出	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)
33	農林水産省	林業普及指導員資格試験の受験の申請	森林法(昭和26年法律第249号)
34	農林水産省	農業協同組合監査士資格試験の受験の申請	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)
35	農林水産省	遊漁船業者の登録の申請	遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)
36	経済産業省	液化石油ガス設備士免状の交付の申請	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)
37	経済産業省	ガス主任技術者免状の交付の申請	ガス事業法(昭和29年法律第51号)
38	経済産業省	高圧ガス製造保安責任者免状の交付の申請	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)
39	経済産業省	高圧ガス販売主任者免状の交付の申請	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)
40	経済産業省	保安管理者(鉱山保安法に基づく)の選任の届出	鉱山保安法(昭和24年法律第70号)

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等
41	経済産業省	作業監督者(鉱山保安法に基づく)の選任の届出	鉱山保安法(昭和24年法律第70号)
42	経済産業省	保安管理者(深海底鉱業暫定措置法に基づく)の選任の届出	深海底鉱業暫定措置法(昭和57年法律第64号)
43	経済産業省	作業監督者(深海底鉱業暫定措置法に基づく)の選任の届出	深海底鉱業暫定措置法(昭和57年法律第64号)
44	経済産業省	ガス消費機器設置工事監督者資格講習の受講の申請	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和54年法律第33号)
45	国土交通省	管理主任技術者(ダム)の設置の届出	河川法(昭和39年法律第167号)
46	国土交通省	一般建設業の許可の申請	建設業法(昭和24年法律第100号)
47	環境省	環境カウンセラーの登録の申請	環境カウンセラー登録制度実施規程(平成8年9月5日環境庁官告示)
48	環境省	狩猟免許の申請	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)
49	環境省	一般廃棄物収集運搬業の許可の申請	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
50	環境省	一般廃棄物処分業の許可の申請	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

表2- (2) - ② 戸籍簿本等の提出が必要な手続一覧

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等	確認書類	本籍地、氏名、生年月日	住所地	旧姓と現姓との連続性	禁治産者・準禁治産者・破産者ではない	成年被後見人・被保佐人ではない	日本国籍を保有	犯罪歴(本籍情報から追跡)	親族的身分関係	確認事項	
													戸籍簿本等	○
1	警察庁	駐車監視員資格者証の交付の申請	道路交通法(昭和35年法律第105号)	○戸籍簿本等 □登記事項証明書	○			○ (禁治産者・準禁治産者)	□				○	
2	警察庁	自動車運転代行業の認定の申請	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)	○戸籍簿本等 □登記事項証明書	○			○ (禁治産者・準禁治産者)	□				○	
3	金融庁	公認会計士の開業登録の申請	公認会計士法(昭和23年法律第103号)	○戸籍簿本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□				○	
4	金融庁	外国公認会計士の開業登録の申請	公認会計士法(昭和23年法律第103号)	○戸籍簿本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□				○	
5	金融庁	特定社員登録の申請	公認会計士法(昭和23年法律第103号)	○戸籍簿本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□				○	
6	総務省	行政書士の登録の申請	行政書士法(昭和26年法律第4号)	○戸籍簿本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□				○	
7	総務省	軽油引取税における元売業者の指定の申請	地方税法(昭和25年法律第226号)	○戸籍簿本等	○								○	
8	総務省	軽油引取税における仮特約業者の指定の申請	地方税法(昭和25年法律第226号)	○戸籍簿本等	○								○	
9	総務省	軽油引取税における特約業者の指定の申請	地方税法(昭和25年法律第226号)	○戸籍簿本等	○								○	
10	総務省	登録政治資金監査人の登録の申請	政治資金規正法(昭和23年法律第194号)	○戸籍簿本等 ▲本籍記載のない住民票	○	▲	○						○	
11	法務省	公証人の任命の申請	公証人法(明治41年法律第53号)	○戸籍簿本等	○					○			○	
12	法務省	更生保護事業に係る寄附金募集の許可の申請	更生保護事業法(平成7年法律第86号)	○戸籍簿本等	○		○	○ (禁治産者・準禁治産者)	○				○	
13	外務省	一般旅券の発給の申請	旅券法(昭和26年法律第267号)	○戸籍簿本等 ▲本籍記載のない住民票	○	▲	○			○			○	
14	財務省	税理士の登録の申請	税理士法(昭和26年法律第237号)	○戸籍簿本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□				○	
15	文部科学省	美術品の登録の申請	美術品の美術品における公開の促進に関する法律(平成10年法律第99号)	○戸籍簿本等	○								○	
16	厚生労働省	医師免許の申請	医師法(昭和23年法律第201号)	○戸籍簿本等	○		○						○	
17	厚生労働省	歯科医師免許の申請	歯科医師法(昭和23年法律第202号)	○戸籍簿本等	○		○						○	
18	厚生労働省	保健師免許の申請	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)	○戸籍簿本等	○		○						○	
19	厚生労働省	助産師免許の申請	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)	○戸籍簿本等	○		○						○	
20	厚生労働省	看護師免許の申請	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)	○戸籍簿本等	○		○						○	
21	厚生労働省	准看護師免許の申請	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)	○戸籍簿本等	○		○						○	

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等	確認書類	確認事項				親族的身分関係	
					本籍地、氏名、生年月日	住所地	旧姓と現姓との連続性	禁治産者・準禁治産者、破産者ではない		成年被後見人・被保佐人ではない
22	厚生労働省	診療放射線技師免許の申請	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)	戸籍謄本等						
23	厚生労働省	臨床検査技師免許の申請	臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)	戸籍謄本等						
24	厚生労働省	理学療法士免許の申請	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)	戸籍謄本等						
25	厚生労働省	作業療法士免許の申請	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)	戸籍謄本等						
26	厚生労働省	視能訓練士免許の申請	視能訓練士法(昭和46年法律第64号)	戸籍謄本等						
27	厚生労働省	臨床工学技士免許の申請	臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)	戸籍謄本等						
28	厚生労働省	義肢装具士免許の申請	義肢装具士法(昭和62年法律第61号)	戸籍謄本等						
29	厚生労働省	歯科理工士免許の申請	歯科理工士法(昭和30年法律第168号)	戸籍謄本等						
30	厚生労働省	救急救命士免許の申請	救急救命士法(平成3年法律第36号)	戸籍謄本等						
31	厚生労働省	薬剤師免許の申請	薬剤師法(昭和35年法律第146号)	戸籍謄本等						
32	厚生労働省	クリーニング師免許の申請	クリーニング業法(昭和25年法律第207号)	戸籍謄本等						
33	厚生労働省	販売従事登録(登録販売者)の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)	戸籍謄本等						
34	農林水産省	獣医師免許の申請	獣医師法(昭和24年法律第186号)	戸籍謄本等 登録事項証明書						○
35、36	農林水産省	調教師、騎手(中央競馬)免許の申請	競馬法(昭和23年法律第158号)	戸籍謄本等 身分証明書 登録事項証明書			◆			○ ○ (戸籍記録者全員の犯罪履歴)
37、38	農林水産省	調教師、騎手(地方競馬)免許の申請	競馬法(昭和23年法律第158号)	戸籍謄本等 身分証明書 登録事項証明書			◆			○ ○ (戸籍記録者全員の犯罪履歴)
39	農林水産省	家畜人工授精師免許の申請	家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)	戸籍謄本等 登録事項証明書						○
40	国土交通省	船舶に乗り組む衛生管理者の資格の認定の申請	船員法(昭和22年法律第100号)	戸籍謄本等						○
41	国土交通省	航空検査員の認定の申請	航空法(昭和27年法律第231号)	戸籍謄本等						○
42	国土交通省	海事補佐人の登録の申請	海難審判法(昭和22年法律第135号)	戸籍謄本等						○
43	国土交通省	公有水面埋立免許の申請	公有水面埋立法(大正10年法律第57号)	戸籍謄本等						
44	国土交通省	第一種貨物利用運送事業の登録の申請	貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)	戸籍謄本等						○
45	国土交通省	第二種貨物利用運送事業の許可の申請	貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)	戸籍謄本等						○
46	国土交通省	一般貨物自動車運送事業の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)	戸籍謄本等						○ (禁治産者・準禁治産者)
47	国土交通省	一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の委託の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)	戸籍謄本等						○ (禁治産者・準禁治産者)
48	国土交通省	一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)	戸籍謄本等						○ (禁治産者・準禁治産者)

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等	確認書類	確認事項				旧姓と現姓との連続性	日本国籍を保有	犯罪照会(本籍情報から追跡)	民族的身分関係
					本籍地、氏名、生年月日	住所地	成年被後見人・破産者ではない	禁治産者・準禁治産者・破産者ではない				
49	国土交通省	特定貨物自動車運送事業の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
50	国土交通省	特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の受委託の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
51	国土交通省	特定貨物自動車運送事業の譲受けの届出	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
52	国土交通省	特定第二種貨物利用運送事業者に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
53	国土交通省	廃油処理事業の許可の申請	海法汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
54	国土交通省	小型船造船業の登録の申請	小型船造船業法(昭和41年法律第119号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
55	国土交通省	港湾運送事業の許可の申請	港湾運送事業法(昭和26年法律161号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>						<input type="radio"/>	
56	国土交通省	倉庫業の登録の申請	倉庫業法(昭和31年法律第121号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
57	国土交通省	発券倉庫業者の事業の譲渡及び譲受の認可の申請	倉庫業法(昭和31年法律第121号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
58	国土交通省	内航海運業の登録の申請	内航海運業法(昭和27年法律第151号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
59	国土交通省	一般旅客運送事業の許可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
60	国土交通省	一般旅客運送事業の管理の受委託の許可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
61	国土交通省	一般旅客運送事業の譲渡及び譲受の認可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
62	国土交通省	特定旅客運送事業の許可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
63	国土交通省	特定旅客運送事業の管理の委託の届出	道路運送法(昭和26年法律第183号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
64	国土交通省	自動車道事業の免許の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
65	国土交通省	自動車道事業の管理の受委託の許可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
66	国土交通省	自動車道事業の譲渡及び譲受の認可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
67	国土交通省	海事代理士の登録の申請	海事代理士法(昭和26年法律第32号)	戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="radio"/>						<input type="checkbox"/>	
68	国土交通省	建築士(一級)免許の申請	建築士法(昭和25年法律第202号)	戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="radio"/>						<input type="checkbox"/>	
69	国土交通省	建築士(二級、木造)免許の申請	建築士法(昭和25年法律第202号)	戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="radio"/>						<input type="checkbox"/>	
70	国土交通省	建築基準適合判定資格者の登録の申請	建築基準法(昭和25年法律第201号)	戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="radio"/>						<input type="checkbox"/>	
71	国土交通省	構造計算適合判定資格者の登録の申請	建築基準法(昭和25年法律第201号)	戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="radio"/>						<input type="checkbox"/>	

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等	確認書類	確認事項							
					本籍地、氏名、生年月日	住所地	旧姓と現姓との連続性	禁治産者・準禁治産者ではない	成年被後見人・被保佐人ではない	日本国籍を保有	履歴照会(本籍情報から追跡)	民族的身分関係
72	国土交通省	鉄道事業の許可の申請	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)	○戸籍謄本等								
73	国土交通省	索道事業の許可の申請	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)	○戸籍謄本等								
74	国土交通省	自動車ターミナル事業の許可の申請	自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)	○戸籍謄本等					○ (禁治産者・準禁治産者)			
75	国土交通省	自動車ターミナル事業の譲渡及び譲受けの認可の申請	自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)	○戸籍謄本等					○ (禁治産者・準禁治産者)			

(注) 1 当省の調査結果による。
(注) 2 「○」は戸籍謄本等、「▲」は本籍記載のない住民票、「◆」は身分証明書、「□」は登記事項証明書を指す。

表2- (2) -ア 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続

No.	所管府省	申請手続名	確認書類	確認事項						
				本籍地、氏名、生年月日	住所地	旧姓と現姓との連続性	禁治産者・準禁治産者、破産者ではない	成年被後見人・被保佐人ではない	日本国籍を保有	犯歴照会(本籍情報から追跡)
① 本人確認のため、3情報を確認している手続										
1	国土交通省	公有水面埋立免許の申請	○戸籍謄本等	○						
2	国土交通省	船舶に乗り組む衛生管理者の資格の認定の申請	○戸籍謄本等	○						
3	国土交通省	廃油処理事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○						
4	国土交通省	小型船造船業の登録の申請	○戸籍謄本等	○						
5	国土交通省	倉庫業の登録の申請	○戸籍謄本等	○						
6	国土交通省	発券倉庫業者の事業の譲渡及び譲受の認可の申請	○戸籍謄本等	○						
7	国土交通省	内航海運業の登録の申請	○戸籍謄本等	○						
8	国土交通省	鉄道事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○						
9	国土交通省	索道事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○						
② 本人確認のため及び欠格事由のうち犯歴を本籍地の市町村に照会するため、3情報を確認している手続										
10	総務省	軽油引取税における元売業者の指定の申請	○戸籍謄本等	○					○	
11	総務省	軽油引取税における仮特約業者の指定の申請	○戸籍謄本等	○					○	
12	総務省	軽油引取税における特約業者の指定の申請	○戸籍謄本等	○					○	
13	国土交通省	港湾運送事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○					○	
③ 本人確認のため及び所在不明となった名簿登録者の現住所を本籍地の市町村に照会するため、3情報を確認している手続										
14	国土交通省	海事補佐人の登録の申請	○戸籍謄本等	○ (住所地追跡のための本籍地確認含む)						

(注) 1 当省の調査結果による。
 (注) 2 「○」は戸籍謄本等を指す。

表 2- (2) -ア- i 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 1 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	公有水面埋立免許の申請
関係法令等	公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号)
手続の区分	① 本人確認のため、3情報を確認している手続
概要	<p>公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号) 第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、河、海、湖、沼その他の公共の用に供する水流又は水面であって国の所有に属するものを埋立しようとする者は、都道府県知事 (指定都市の長を含む。) に願書を提出し免許を受けなければならないとされ、公有水面埋立法施行規則 (昭和 49 年運輸省・建設省令第 1 号) 第 3 条第 1 号の規定に基づき、出願者が個人の場合は戸籍抄本を願書に添付することとされている。</p> <p>国土交通省では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行うとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、個人による公有水面埋立免許の申請について、戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ア- ii 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等対応が可能と考えられる手続 (No. 2 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	船舶に乗り組む衛生管理者の資格の認定の申請
関係法令等	船員法(昭和22年法律第100号)
手続の区分	① 本人確認のため、3情報を確認している手続
概要	<p>船舶所有者は、船員法(昭和22年法律第100号) 第82条の2第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる船舶については、乗組員の中から衛生管理者を選任しなければならないとされ、衛生管理者は、国土交通大臣の行う試験に合格するか、これと同等以上の能力を有すると国土交通大臣の認定を受けた者に対し、国土交通大臣が交付する衛生管理者適任証書を受有する者でなければならないとされている。</p> <p>このうち、国土交通大臣の認定を受けるためには、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(昭和37年運輸省令第43号。以下、本事例において「省令」という。)第13条の規定に基づき、戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書を申請書に添付し、国土交通大臣に申請しなければならないとされている。また、省令第14条に規定される衛生管理者適任証書には、本籍地都道府県名が記載されている。</p> <p>国土交通省では、戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書に記載されている3情報によって本人確認を行うとしている。</p> <p>しかし、3情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、船舶に乗り組む衛生管理者の資格の認定の申請について、戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ア- iii 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 3 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	廃油処理事業の許可の申請
関係法令等	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和 45 年法律第 136 号)
手続の区分	① 本人確認のため、3情報を確認している手続
概要	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和 45 年法律第 136 号) 第 20 条第 1 項に基づき、港湾管理者及び漁港管理者以外の者が廃油処理事業を行なおうとするときは、廃油処理施設ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならないとされ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則 (昭和 46 年運輸省令第 38 号) 第 13 条第 5 号ロの規定に基づき、申請者が個人の場合は戸籍抄本を申請書に添付することとされている。</p> <p>国土交通省では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行うとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、個人による廃油処理事業の許可の申請について、戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) - ア - iv 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 4 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	小型船造船業の登録の申請
関係法令等	小型船造船業法 (昭和 41 年法律第 119 号)
手続の区分	① 本人確認のため、3情報を確認している手続
概要	<p>小型船造船業法 (昭和 41 年法律第 119 号) 第 4 条の規定に基づき、小型船造船業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならないとされ、小型船造船業法施行規則 (昭和 41 年運輸省令第 54 号) 第 3 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、申請者が個人である場合は戸籍抄本を申請書に添付することとされている。</p> <p>国土交通省では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行うとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、個人による小型船造船業の登録の申請について、戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ア- v 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 5 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	倉庫業の登録の申請
関係法令等	倉庫業法 (昭和 31 年法律第 121 号)
手続の区分	① 本人確認のため、3情報を確認している手続
概要	<p>倉庫業法 (昭和 31 年法律第 121 号) 第 3 条の規定に基づき、倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならないとされ、倉庫業法施行規則 (昭和 31 年運輸省令第 59 号) 第 2 条第 2 項第 4 号イの規定に基づき、申請者が個人の場合は申請書に戸籍抄本を添付することとされている。</p> <p>国土交通省では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行うとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、個人による倉庫業の登録の申請について、戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ア- vi 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 7 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	内航海運業の登録の申請
関係法令等	内航海運業法 (昭和27年法律第151号)
手続の区分	① 本人確認のため、3情報を確認している手続
概要	<p>内航海運業法 (昭和 27 年法律第 151 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき、総トン数 100 トン以上又は長さ 30 メートル以上の船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならないとされ、内航海運業法施行規則 (昭和 27 年運輸省令第 42 号) 第 3 条第 5 項第 3 号ロの規定に基づき、申請者が個人である場合は戸籍抄本を申請書に添付することとされている。</p> <p>国土交通省では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行うとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、個人による内航海運業の登録の申請について、戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ア- vii 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 8 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	鉄道事業の許可の申請
関係法令等	鉄道事業法 (昭和61年法律第92号)
手続の区分	① 本人確認のため、3情報を確認している手続
概要	<p>鉄道事業法 (昭和 61 年法律第 92 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき、鉄道事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないとされ、鉄道事業法施行規則 (昭和 62 年運輸省令第 6 号) 第 2 条第 2 項第 11 号ロの規定に基づき、申請者が個人である場合は戸籍抄本を申請書に添付することとされている。</p> <p>国土交通省では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行うとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、個人による鉄道事業の許可の申請について、戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) - ア - viii 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 9 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	索道事業の許可の申請
関係法令等	鉄道事業法 (昭和 61 年法律第 92 号)
手続の区分	① 本人確認のため、3 情報を確認している手続
概要	<p>鉄道事業法 (昭和 61 年法律第 92 号) 第 32 条の規定に基づき、索道事業 (注) を経営しようとする者は、索道ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならないとされ、鉄道事業法施行規則 (昭和 62 年運輸省令第 6 号) 第 45 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、申請者が個人である場合は戸籍抄本を申請書に添付することとされている。</p> <p>国土交通省では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行うとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、個人による索道事業の許可の申請について、戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p> <p>(注) ロープウェイやリフトなど索道によって旅客や貨物の運送を行う事業</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) - ア - ix 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 12 の手続)

府省等名	総務省
手続名	軽油引取税における特約業者の指定の申請
関係法令等	地方税法 (昭和25年法律第226号)
手続の区分	② 本人確認のため及び欠格事由のうち犯歴を本籍地の市町村に照会するため、3情報を確認している手続
概要	<p>軽油引取税における特約業者となるためには、地方税法 (昭和25年法律第226号) 第144条の9第1項の規定に基づき、道府県知事に申請を行い、当該道府県知事の指定を受けなければならないとされており、申請者が個人である場合は、指定の申請書に係る添付書類のうち、地方税法施行規則 (昭和29年総理府令第23号。以下、本事例において「施行規則」という。) 第8条の34第6号イの規定に基づき、戸籍抄本を添付しなければならないとされている。</p> <p>総務省では、戸籍抄本に記載されている3情報によって本人確認を行うほか、申請者が、地方税法施行令 (昭和25年政令第245号。以下、本事例において「施行令」という。) 第43条の11第3号に規定する特約業者の指定要件 (施行令第43条の9に規定する仮特約業者の欠格要件を準用。同条第6号の「国税若しくは地方税に関する法令の規定による罰金以上の刑」が該当。) を確認するため、戸籍抄本に記載された本籍地の市町村に対し、申請者の犯歴の照会を行うとしている。</p> <p>しかし、3情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、個人による軽油引取税における特約業者の指定の申請について、戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p> <p>なお、総務省によると、平成29年4月以降に行われる指定の申請から、本籍記載のある住民票の写しに代替できることとするため、施行規則の一部を改正する予定であるとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) - ア - x 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 13 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	港湾運送事業の許可の申請
関係法令等	港湾運送事業法 (昭和 26 年法律第 161 号)
手続の区分	② 本人確認のため及び欠格事由のうち犯歴を本籍地の市町村に照会するため、3 情報を確認している手続
概要	<p>港湾運送事業法 (昭和 26 年法律第 161 号) 第 4 条の規定に基づき、港湾運送事業 (港湾荷役、はしけ・いかだ運送等) を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないとされ、港湾運送事業法施行規則 (昭和 34 年運輸省令第 46 号) 第 4 条第 6 項第 11 号ロの規定に基づき、申請者が個人の場合は申請書に戸籍抄本を添付することとされている。</p> <p>国土交通省では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行うほか、港湾運送事業法第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定される港湾運送事業の許可の欠格事由 (禁錮以上の刑に処せられ又は港湾運送事業法等の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者) に申請者が該当していないことを確認するために、戸籍抄本に記載された本籍地の市町村に対し、申請者の犯歴照会を行うとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、個人による港湾運送事業の許可の申請について、戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ア- xi 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 14 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	海事補佐人の登録の申請
関係法令等	海難審判法 (昭和22年法律第135号)
手続の区分	③ 本人確認のため及び所在不明となった名簿登録者の現住所を本籍地の市町村に照会するため、3情報を確認している手続
概要	<p>海難審判法 (昭和 22 年法律第 135 号) に規定される海事補佐人 (注) は、海難審判法施行規則 (昭和 23 年運輸省令第 8 号) 第 22 条の規定に基づき、海難審判所に備える海事補佐人登録簿に、氏名、生年月日、本籍、住所等を登録しなければならないとされ、海難審判所事務取扱細則第 4 条第 1 項に規定される戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本) を申請書に添付し、海難審判所長に提出しなければならないとされている。</p> <p>国土交通省では、戸籍個人事項証明書に記載されている 3 情報によって本人確認を行うほか、名簿登録者が所在不明となった場合に、登録されている本籍地の市町村に戸籍の附票を請求して現住所を照会することがあるとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍個人事項証明書は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、海事補佐人の登録の申請について、戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本) の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p> <p>(注) 海難審判法に基づき、受審人の選任によって、海難審判で補佐人として受審人の船舶を操船する上での技術上、事実上の主張を代弁する者</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-イ 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続

No.	所管府省	申請手続名	確認書類	確認事項							
				本籍地、氏名、生年月日	住所地	旧姓と現姓との連続性	禁治産者・準禁治産者、破産者ではない	成年被後見人・被保佐人ではない	日本国籍を保有	犯歴照会(本籍情報から追跡)	親族的身分関係
① 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続											
1	総務省	登録政治資金監査人の登録の申請	○戸籍謄本等 ▲本籍記載のない住民票	○	▲	○					
2	厚生労働省	医師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
3	厚生労働省	歯科医師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
4	厚生労働省	保健師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
5	厚生労働省	助産師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
6	厚生労働省	看護師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
7	厚生労働省	診療放射線技師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
8	厚生労働省	臨床検査技師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
9	厚生労働省	理学療法士免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
10	厚生労働省	作業療法士免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
11	厚生労働省	視能訓練士免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
12	厚生労働省	臨床工学技士免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
13	厚生労働省	義肢装具士免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
14	厚生労働省	歯科技工士免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
15	厚生労働省	救急救命士免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
16	厚生労働省	薬剤師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
17	厚生労働省	准看護師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
18	厚生労働省	クリーニング師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
19	厚生労働省	販売従事登録(登録販売者)の申請	○戸籍謄本等	○		○					
② 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続で、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことを確認するために、戸籍謄本等のほかに、身分証明書の提出も求めている手続											
20	総務省	行政書士の登録の申請	○戸籍謄本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□			
21	財務省	税理士の登録の申請	○戸籍謄本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□			
③ 登録時に、本人確認のため及び本籍地の市町村に犯歴を照会するため、3情報を確認している手続で、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続											
22	農林水産省	獣医師免許の申請	○戸籍謄本等 □登記事項証明書	○		○		□		○	
23	農林水産省	家畜人工授精師免許の申請	○戸籍謄本等 □登記事項証明書	○		○		□		○	
④ 本人確認のため及び本籍地の市町村に犯歴を照会するため、3情報を確認している手続で、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続。その上、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことを確認するため、戸籍謄本等のほかに、身分証明書の提出も求めている手続											
24	金融庁	公認会計士の開業登録の申請	○戸籍謄本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□		○	
25	金融庁	外国公認会計士の開業登録の申請	○戸籍謄本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□		○	
26	金融庁	特定社員登録の申請	○戸籍謄本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□		○	

(注) 1 当省の調査結果による。

(注) 2 「○」は戸籍謄本等、「▲」は本籍記載のない住民票、「◆」は身分証明書、「□」は登記事項証明書を指す。

表 2- (2) -イ- i 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 1 の手続)

府省等名	総務省
手続名	登録政治資金監査人の登録の申請
関係法令等	政治資金規正法 (昭和23年法律第194号)
手続の区分	① 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続
概要	<p>政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号。以下、本事例において「法」という。) に規定される登録政治資金監査人となるためには、政治資金規正法施行規則 (昭和 50 年自治省令第 17 号。以下、本事例において「施行規則」という。) 第 27 条 1 項第 1 号に規定される戸籍の抄本を法第 19 条の 20 第 1 項に規定する登録申請書に添付し、政治資金適正化委員会に提出しなければならないとされている。また、法第 19 条の 18 第 1 項に規定される登録政治資金監査人名簿には、同項及び施行規則第 25 条において、氏名、生年月日、住所、本籍等が登録事項として規定されている。</p> <p>総務省では、戸籍の抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行い、また、旧姓の登録を希望する申請者については、戸籍の抄本によって旧姓と現在の姓の連続性も確認するとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じないと考えられる。また、旧姓の登録を希望する申請者は少数であり、大部分の申請者については、必ずしも戸籍の抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、登録政治資金監査人の登録の申請について、戸籍の抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、旧姓の登録を希望する申請者にのみ戸籍の抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) - イ - ii 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 2 の手続)

府省等名	厚生労働省
手続名	医師免許の申請
関係法令等	医師法(昭和23年法律第201号)
手続の区分	① 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続
概要	<p>医師法(昭和23年法律第201号。以下、本事例において「法」という。)に規定される医師免許を受けようとする者は、医師法施行令(昭和28年政令第382号。以下、本事例において「施行令」という。)第3条に基づき、医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)第1条の3第2項第2号に規定される戸籍謄本又は戸籍抄本を申請書に添付し、住所地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならないとされている。また、法第5条に規定される厚生労働省に備える医籍に医師免許に関する事項を登録することとされ、施行令第4条において、氏名、生年月日、性別、本籍地都道府県名等が登録事項とされている。</p> <p>厚生労働省では、戸籍謄本又は戸籍抄本に記載されている3情報によって本人確認を行い、また、試験申込時から免許申請時までに婚姻等により氏名等を変更した者については、戸籍謄本又は戸籍抄本によって旧姓等と現在の姓等の連続性も確認している。</p> <p>しかし、3情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても支障は少ないものと考えられる。また、申請者によって提出書類が異なるため、添付ミスが発生し登録業務が煩雑化してしまうという問題はあるものの、試験申込時から氏名等の変更がある申請者は少数であり、大部分の申請者については、必ずしも戸籍謄本又は戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、医師免許の申請について、戸籍謄本又は戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、試験申込時から氏名等の変更がある申請者にのみ戸籍謄本又は戸籍抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ- iii 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 17 の手続)

府省等名	厚生労働省
手続名	准看護師免許の申請
関係法令等	保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号)
手続の区分	① 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続
概要	<p>保健師助産師看護師法 (昭和 23 年法律第 203 号。以下、本事例において「法」という。) に規定される准看護師免許を受けようとする者は、保健師助産師看護師法施行令 (昭和 28 年政令第 386 号。以下、本事例において「施行令」という。) 第 1 条の 3 第 2 項に基づき、保健師助産師看護師法施行規則 (昭和 26 年厚生省令第 34 号) 第 2 条第 2 項第 2 号に規定される戸籍謄本又は戸籍抄本を申請書に添付し、都道府県知事に提出しなければならないとされている。また、法第 11 条に規定される都道府県に備える准看護師籍に准看護師免許に関する事項を登録することとされ、施行令第 2 条第 2 項において、氏名、生年月日、性別、本籍地都道府県名等が登録事項とされている。</p> <p>都道府県では、戸籍謄本又は戸籍抄本に記載されている3情報によって本人確認を行い、また、試験申込時から免許申請時まで婚姻等により氏名等を変更した者については、戸籍謄本又は戸籍抄本によって旧姓等と現在の姓等の連続性も確認としている。</p> <p>しかし、3情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても支障は少ないものと考えられる。また、申請者によって提出書類が異なるため、添付ミスが発生し登録業務が煩雑化してしまうという問題があるものの、試験申込時から氏名等の変更がある申請者は少数であり、大部分の申請者については、必ずしも戸籍謄本又は戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、准看護師免許の申請について、戸籍謄本又は戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、試験申込時から氏名等の変更がある申請者にのみ戸籍謄本又は戸籍抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ-iv 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 18 の手続)

府省等名	厚生労働省
手続名	クリーニング師免許の申請
関係法令等	クリーニング業法 (昭和25年法律第207号)
手続の区分	① 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続
概要	<p>クリーニング業法 (昭和 25 年法律第 207 号。以下、本事例において「法」という。) に規定されるクリーニング師免許を受けようとする者は、法第 6 条に基づき、クリーニング業法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 35 号。以下、本事例において「施行規則」という。) 第 4 条第 1 号に規定される戸籍の謄本又は抄本を申請書に添付し、都道府県知事に提出しなければならないとされている。また、法第 8 条に規定される都道府県に備える原簿にクリーニング師免許に関する事項を登録することとされ、施行規則第 7 条において、氏名、生年月日、本籍等が登録事項とされている。</p> <p>厚生労働省では、戸籍の謄本又は抄本に記載されている3情報によって本人確認を行い、また、試験申込時から登録申請時までに婚姻等により氏名等を変更した者については、戸籍の謄本又は抄本によって旧姓等と現在の姓等の連続性も確認するとしている。</p> <p>しかし、3情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じないと考えられる。また、試験申込時から氏名等の変更がある申請者は少数であり、大部分の申請者については、必ずしも戸籍の謄本又は抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、クリーニング師免許の申請について、戸籍の謄本又は抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、試験申込時から氏名等の変更がある申請者にのみ戸籍の謄本又は抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ- v 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 19 の手続)

府省等名	厚生労働省
手続名	販売従事登録（登録販売者）の申請
関係法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
手続の区分	① 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続
概要	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定される販売従事登録を受けようとする者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下、本事例において「施行規則」という。）第 159 条の 7 第 2 項に規定される戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書を申請書に添付し、都道府県知事に提出しなければならないとされている。また、施行規則第 159 条の 8 第 1 項に規定される都道府県に備える登録販売者名簿には、氏名、生年月日、性別、本籍地都道府県名等が登録事項とされている。</p> <p>厚生労働省では、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書に記載されている3情報によって本人確認を行い、また、試験申込時から登録申請時までに婚姻等により氏名等を変更した者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書によって旧姓等と現在の姓等の連続性も確認するとしている。</p> <p>しかし、3情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じないと考えられる。また、試験申込時から氏名等の変更がある申請者は少数であり、大部分の申請者については、必ずしも戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、販売従事登録の申請について、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、試験申込時から氏名等の変更がある申請者にのみ戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書の提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ- vi 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 20 の手続)

府省等名	総務省
手続名	行政書士の登録の申請
関係法令等	行政書士法 (昭和26年法律第4号)
手続の区分	② 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続で、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことを確認するために、戸籍謄本等のほかに、身分証明書の提出も求めている手続
概要	<p>行政書士法 (昭和 26 年法律第 4 号。以下、本事例において「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、行政書士となるには、行政書士名簿に、住所、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他日本行政書士会連合会の会則で定める事項の登録を受けなければならないとされ、法第 6 条の 2 第 1 項に基づき、連合会に対し、事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会を經由して、登録の申請をしなければならないとされている。これらの法の規定を踏まえ、日本行政書士会連合会会則 (以下、本事例において「会則」という。) 第 39 条第 1 項第 2 号において名簿の登録事項として本籍が、第 40 条第 2 項第 2 号において申請書に添付する書類として戸籍抄本が規定されている。</p> <p>日本行政書士会連合会では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行い、また、試験申込時等から登録申請時までに婚姻等により氏名等を変更した者については、戸籍抄本によって旧姓等と現在の姓等の連続性も確認するとしている。</p> <p>しかし、申請書に添付する書類として、会則第 40 条第 2 項第 4 号に規定する市町村長が発行する身分証明書又は第 40 条第 2 項第 3 号に規定する住民票の写しを「本籍記載のある住民票の写し」とすることにより、3 情報の確認は可能となる。また、試験申込時等から氏名等の変更がある申請者は少数であり、大部分の申請者については、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、行政書士の登録の申請について、日本行政書士会連合会において戸籍抄本の提出を不要とし、試験申込時等から氏名等の変更がある申請者にのみ戸籍抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ- vii 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 21 の手続)

府省等名	財務省
手続名	税理士の登録の申請
関係法令等	税理士法 (昭和26年法律第237号)
手続の区分	② 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続で、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことを確認するために、戸籍謄本等のほかに、身分証明書の提出も求めている手続
概要	<p>税理士法 (昭和 26 年法律第 237 号。以下、本事例において「法」という。) に規定される税理士となるためには、税理士法施行規則 (昭和 26 年大蔵省令第 55 号。以下、本事例において「施行規則」という。) 第 11 条第 2 項第 3 号に規定される戸籍抄本を申請書に添付して、日本税理士会連合会 (以下、本事例において「連合会」という。) に提出しなければならないとされている。また、法第 18 条に規定される連合会に備える税理士名簿には、施行規則第 8 条において、氏名、生年月日、本籍、住所等が登録事項として規定されている。</p> <p>財務省では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行い、また、試験申込時等から登録申請時までに婚姻等により氏名等を変更した者については、戸籍抄本によって旧姓等と現在の姓等の連続性も確認するとしている。</p> <p>しかし、申請書に添付する書類として、施行規則第 11 条第 2 項第 5 号に規定される市町村長が発行する身分証明書にも 3 情報は記載されていることから、これらの確認を身分証明書で行っても特段の支障は生じないと考えられる。また、試験申込時等から氏名等の変更がある申請者は少数であり、大部分の申請者については、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、税理士の登録の申請について、戸籍抄本の提出を不要とし、試験申込時等から氏名等の変更がある申請者にのみ戸籍抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ- viii 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 22 の手続)

府省等名	農林水産省
手続名	獣医師免許の申請
関係法令等	獣医師法 (昭和24年法律第186号)
手続の区分	③ 登録時に、本人確認のため及び本籍地の市町村に犯歴を照会するため、3情報を確認している手続で、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続
概要	<p>獣医師法 (昭和24年法律第186号。以下、本事例において「法」という。) に規定される獣医師免許を受けようとする者は、法第3条に基づき、獣医師法施行規則 (昭和24年農林省令第93号。以下、本事例において「施行規則」という。) 第1条第2号に規定される戸籍謄本又は戸籍抄本を申請書に添付し、農林水産大臣に提出しなければならないとされている。また、法第6条に規定される農林水産省に備える獣医師名簿に獣医師免許に関する事項を登録することとされ、施行規則第2条において、氏名、生年月日、性別、本籍地都道府県名等が登録事項とされている。</p> <p>農林水産省では、戸籍謄本又は戸籍抄本に記載されている3情報によって本人確認を行うほか、法第5条第3号に規定される獣医師免許の欠格事由 (罰金以上の刑に処せられた者) に申請者が該当していないことを確認するために、戸籍謄本又は戸籍抄本に記載された本籍地の市町村に申請者の犯歴照会を行うとしている。また、試験申込時から免許申請時まで婚姻等により氏名等を変更した者については、戸籍謄本又は戸籍抄本によって旧姓等と現在の姓等の連続性も確認している。</p> <p>しかし、3情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、また、試験申込時から氏名等の変更がある申請者は少数であり、大部分の申請者については必ずしも戸籍謄本又は戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、獣医師免許の申請について、戸籍謄本又は戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、試験申込時から氏名等の変更がある申請者にのみ戸籍謄本又は戸籍抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ- ix 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 23 の手続)

府省等名	農林水産省
手続名	家畜人工授精師免許の申請
関係法令等	家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号)
手続の区分	③ 登録時に、本人確認のため及び本籍地の市町村に犯歴を照会するため、3情報を確認している手続で、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続
概要	<p>家畜改良増殖法 (昭和 25 年法律第 209 号。以下、本事例において「法」という。) に規定される家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、家畜改良増殖法施行規則 (昭和 25 年農林省令第 96 号。以下、本事例において「施行規則」という。) 第 26 条第 1 号に規定される戸籍謄本又は戸籍抄本を申請書に添付し、都道府県知事に提出しなければならないとされている。また、家畜改良増殖法施行令 (昭和 25 年政令第 269 号) 第 12 条に規定される都道府県知事が作成する家畜人工授精師名簿に家畜人工授精師免許に関する事項を登録することとされ、施行規則第 30 条において、氏名、生年月日、本籍地都道府県名等が登録事項とされている。</p> <p>農林水産省では、戸籍謄本又は戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行うほか、法第 17 条第 2 項第 3 号に規定される家畜人工授精師の欠格事由 (家畜伝染病予防法等又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者) に申請者が該当していないことを確認するために、戸籍謄本又は戸籍抄本に記載された本籍地の市町村に申請者の犯歴の照会を行うとしている。また、修業試験合格時から免許申請時までに婚姻等により氏名を変更した者については、戸籍謄本又は戸籍抄本によって旧姓と現在の姓の連続性も確認するとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍謄本又は戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、家畜人工授精師免許の申請について、本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、修業試験合格時から氏名の変更がある申請者にのみ戸籍謄本又は戸籍抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ- x 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 24 の手続)

府省等名	金融庁
手続名	公認会計士の開業登録の申請
関係法令等	公認会計士法 (昭和23年法律第103号)
手続の区分	④ 本人確認のため及び本籍地の市町村に犯歴を照会するため、3情報を確認している手続で、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続。その上、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことを確認するため、戸籍謄本等のほかに、身分証明書の提出も求めている手続
概要	<p>公認会計士法 (昭和 23 年法律第 103 号) 第 17 条に基づき、公認会計士の登録を受けようとする者は、公認会計士等登録規則 (昭和 42 年大蔵省令第 8 号。以下、本事例において「規則」という。) 第 4 条第 2 項第 3 号に規定される戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を申請書に添付し、日本公認会計士協会 (以下、本事例において「協会」という。) に提出しなければならないとされている。また、公認会計士法第 17 条に規定される協会に備える公認会計士名簿の登録事項として、規則第 2 条において、氏名、生年月日、住所、本籍等が規定されている。</p> <p>金融庁及び協会では、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書に記載されている 3 情報によって本人確認を行うほか、法第 4 条第 2 号及び 3 号に規定される公認会計士の欠格条項 (公認会計士法等の規定に違反し、又は罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから規定年数を経過しないもの) に申請者が該当していないことを確認するために、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載された本籍地の市町村に申請者の犯歴照会を行うとしている。また、試験申込時から登録申請時までに婚姻等により氏名等を変更した者については、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書によって旧姓等と現在の姓等の連続性も確認するとしている。</p> <p>しかし、申請書に添付する書類として、規則第 4 条第 2 項第 8 号に規定されている市町村長が発行する身分証明書にも 3 情報は記載されていることから、これらの確認を身分証明書で行っても特段の支障は生じないと考えられる。また、試験申込時から氏名等の変更がある申請者は少数であり、大部分の申請者については、必ずしも戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、公認会計士の開業登録の申請について、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の提出を不要とし、試験申込時から氏名等の変更がある申請者にのみこれらの提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ- xi 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等を行っている手続

府省等名	厚生労働省
手続名	歯科衛生士免許の申請
関係法令等	歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）
手続の区分	[参考事例] 試験申込から登録申請までの間に「氏名」又は「本籍地」の変更がある者のみ戸籍謄本等の提出を求めている手続
概要	<p>歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号。以下、本事例において「法」という。）に規定される歯科衛生士免許を受けようとする者は、歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第 46 号。以下、本事例において「施行規則」という。）第 1 条の 3 第 2 項第 2 号に規定される戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを申請書に添付し、厚生労働大臣に提出しなければならないとされている。また、法第 5 条に規定される厚生労働省に備える歯科衛生士名簿に歯科衛生士免許に関する事項を登録することとされ、施行規則 2 条において、本籍地都道府県名、氏名、生年月日等が登録事項とされている。</p> <p>法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定登録機関である一般財団法人歯科医療振興財団（以下、本事例において「財団」という。）では、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しに記載されている 3 情報によって本人確認を行い、また、試験申込時から登録申請時まで婚姻等により氏名等を変更した者については、戸籍の謄本若しくは抄本によって旧姓等と現在の姓等の連続性も確認しているとしている。</p> <p>このように、氏名等の変更の有無によって提出書類の場合分けを設けること及び氏名等の変更がない申請者の 3 情報の確認を住民票の写しにより行うことについて、財団は、登録業務において書類の添付ミスによる多少の煩雑性は感じており、登録が遅れるケースが存在するものの支障は少ないとしている。</p> <p>なお、申請者に対し配布しているチェックシートに「（申請書内の）3 の質問「本籍又は氏名の変更の有無」に、有とした場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付して下さい。」と記載されており、申請者に注意喚起が行われている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2- (2) -ウ 戸籍謄本等の提出を求めることについて一定の合理性があると認められた手続

No.	所管府省	申請手続名	確認書類	確認事項							
				本籍地、氏名、生年月日	住所地	旧姓と現姓との連続性	禁治産者・準禁治産者・破産者ではない	成年被後見人・被保佐人ではない	日本国籍を保有	犯歴照会(本籍情報から追跡)	親族的身分関係
1	警察庁	駐車監視員資格証の交付の申請	○戸籍謄本等 □登記事項証明書				○ (禁治産者・準禁治産者)	□		○	
2	警察庁	自動車運転代行業の認定の申請	○戸籍謄本等 □登記事項証明書				○ (禁治産者・準禁治産者)	□		○	
3	法務省	公証人の任命の申請	○戸籍謄本等	○					○		
4	法務省	更生保護事業に係る寄附金募集の許可の申請	○戸籍謄本等	○		○	○ (禁治産者・準禁治産者)	○		○	○
5	外務省	一般旅券の発給の申請	○戸籍謄本等 ▲本籍記載のない住民票	○	▲	○			○		○
6	文部科学省	美術品の登録の申請	○戸籍謄本等								○
7・8	農林水産省	調教師、騎手(中央競馬)免許の申請	○戸籍謄本等 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○			◆	□		○ (戸籍記録者全員の犯歴確認)	
9・10	農林水産省	調教師、騎手(地方競馬)免許の申請	○戸籍謄本等 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○			◆	□		○ (戸籍記録者全員の犯歴確認)	
11	国土交通省	耐空検査員の認定の申請	○戸籍謄本等						○		
12	国土交通省	第一種貨物利用運送事業の登録の申請	○戸籍謄本等	○					○		
13	国土交通省	第二種貨物利用運送事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○					○		
14	国土交通省	一般貨物自動車運送事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
15	国土交通省	一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
16	国土交通省	一般貨物自動車運送事業の譲渡及び譲受けの許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
17	国土交通省	特定貨物自動車運送事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
18	国土交通省	特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の受委託の許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
19	国土交通省	特定貨物自動車運送事業の譲受けの届出	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
20	国土交通省	特定第二種貨物利用運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可の申請	○戸籍謄本等	○					○		
21	国土交通省	一般旅客運送事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
22	国土交通省	一般旅客運送事業の管理の受委託の許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
23	国土交通省	一般旅客運送事業の譲渡及び譲受けの許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
24	国土交通省	特定旅客運送事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
25	国土交通省	特定旅客運送事業の管理の委託の届出	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				

No.	所管府省	申請手続名	確認書類	確認事項								
				本籍地、氏名、生年月日	住所地	旧姓と現姓との連続性	禁治産者・準禁治産者・破産者ではない	成年被後見人・被保佐人ではない	日本国籍を保有	犯歴照会(本籍情報から追跡)	親族的身分関係	
26	国土交通省	自動車道事業の免許の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)					
27	国土交通省	自動車道事業の管理の受委託の許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)					
28	国土交通省	自動車道事業の譲渡及び譲受の認可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)					
29	国土交通省	海事代理士の登録の申請	○戸籍謄本等 □登記事項証明書	○			○ (禁治産者・準禁治産者)	□				
30	国土交通省	建築士(一級)免許の申請	○戸籍謄本等 □登記事項証明書	○		○	○ (禁治産者・準禁治産者)	□				
31	国土交通省	建築士(二級、木造)免許の申請	○戸籍謄本等 □登記事項証明書	○		○	○ (禁治産者・準禁治産者)	□				
32	国土交通省	建築基準適合判定資格者の登録の申請	○戸籍謄本等 □登記事項証明書	○		○	○ (禁治産者・準禁治産者)	□				
33	国土交通省	構造計算適合判定資格者の登録の申請	○戸籍謄本等 □登記事項証明書	○		○	○ (禁治産者・準禁治産者)	□				
34	国土交通省	自動車ターミナル事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)					
35	国土交通省	自動車ターミナル事業の譲渡及び譲受けの認可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)					

(注) 1 当省の調査結果による。

(注) 2 「○」は戸籍謄本等、「▲」は本籍記載のない住民票、「◆」は身分証明書、「□」は登記事項証明書を指す。

表 2- (2) -ウ- i 戸籍謄本等の提出を求めることについて一定の合理性があると認められた手続 (No. 2 の手続)

府省等名	警察庁
手続名	自動車運転代行業の認定の申請
関係法令等	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法律第57号)
手続の区分	[参考事例] 申請者の欠格事由 (成年被後見人又は被保佐人) の該当性を確認するため、戸籍謄本等の提出を必要としているもの
概要	<p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成 13 年法律第 57 号。以下、本事例において「法」という。) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、自動車運転代行業を営もうとする者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 (平成 14 年政令第 26 号) 第 1 条第 1 号イの規定に基づき、申請者が個人である場合は、戸籍の謄本又は抄本を申請書に添付し、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならないとされている。</p> <p>警察庁では、法第 3 条第 1 項に規定される自動車運転代行業の欠格事由のうち、成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを、戸籍の謄本又は抄本によって確認している。</p> <p>理由として、現行の成年後見制度が施行される平成 12 年 3 月 31 日以前に「禁治産者」又は「準禁治産者」の宣告を受けた者で、現行の成年後見制度の施行後に後見登記等ファイルへの移行登記を申請していない者の該当性については、戸籍謄本等による確認が必要なため (注)、個人による自動車運転代行業の認定の申請において、戸籍の謄本又は抄本の提出が必要であるとしている。</p> <p>(注) 平成 12 年 3 月 31 日以前は、禁治産者 (成年被後見人とみなされる者) ・準禁治産者 (被保佐人とみなされる者) については、その内容は本人の戸籍への記載という方法で公示されていたが、同年 4 月 1 日以降は、新しい成年後見制度の施行により、その公示方法が戸籍への記載から後見登記等ファイルへの登記に変更された。</p> <p>平成 12 年 3 月 31 日以前に禁治産宣告又は準禁治産宣告を受けていた者は、同年 4 月 1 日以降、それぞれ「成年被後見人」又は「被保佐人」とみなされることとなり、宣告を受けた旨の戸籍の記載や後見人の権限は引き続き有効であることから、引き続きそれらの証明には戸籍謄本等が使用できる。</p> <p>一方、成年後見登記制度を利用したい場合には、戸籍の記載を後見登記等ファイルに移す移行登記の申請が可能であり、移行登記終了後、禁治産宣告等の記載のある戸籍は再製される。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ウ- ii 戸籍謄本等の提出を求めることについて一定の合理性があると認められた手続 (No. 6
の手続)

府省等名	文部科学省
手続名	美術品の登録の申請
関係法令等	美術品の美術館における公開の促進に関する法律 (平成10年法律第99号)
手続の区分	[参考事例] 登録美術品の所有者の相続関係を確認するため、戸籍謄本等の提出を必要としているもの
概要	<p>美術品の美術館における公開の促進に関する法律 (平成 10 年法律第 99 号。以下、本事例において「法」という。) 第 3 条第 1 項に基づき、登録美術品制度 (注) を利用して美術品の登録を受けようとする者は、美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則 (平成 10 年文部省令第 43 号。以下、本事例において「施行規則」という。) 第 1 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、申請者が個人である場合は戸籍抄本を申請書に添付して、文化庁長官に提出しなければならないとされている。</p> <p>文部科学省では、法第 5 条において、登録美術品の所有者について相続があったとき、相続人は登録美術品の所有者の地位を承継して、その旨を文化庁長官に届け出ることとされ、施行規則第 5 条第 3 項第 2 号に規定される戸籍謄本を申請書に添付して、文化庁長官に提出しなければならないとされている。登録申請時に提出された戸籍抄本と、承継申請時に提出された戸籍謄本を突合することにより、登録美術品の所有者の相続関係を確認するため、個人による美術品の登録の申請において、戸籍抄本の提出が必要であるとしている。</p> <p>(注) 重要文化財や国宝、その他、世界的に優れた美術品を国が登録し、登録した美術品を美術館において公開する制度。また、登録美術品は、相続が発生した場合、他の美術品とは異なり、国債や不動産などと同じ順位で物納することが可能となる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ウ- iii 戸籍謄本等の提出を求めることについて一定の合理性があると認められた手続 (No. 7、8 の手続)

府省等名	農林水産省
手続名	調教師、騎手 (中央競馬) 免許の申請
関係法令等	競馬法 (昭和23年法律第158号)
手続の区分	[参考事例] 申請者の欠格事由 (禁錮以上の刑に処せられた者) の該当性を確認するため、戸籍謄本等の提出を必要としているもの
概要	<p>競馬法 (昭和 23 年法律第 158 号) に規定される調教師又は騎手は、同法第 16 条第 1 項に基づき、日本中央競馬会 (以下「競馬会」という。) が免許することとされ、競馬会の内部規程である日本中央競馬会競馬施行規程 (平成 19 年理事長達第 28 号) 第 48 条において、調教師又は騎手の免許試験 (臨時試験を除く。) に合格した者は、合格後直ちに戸籍謄本を理事長に提出しなければならないとされている。</p> <p>競馬会では、競馬法施行規則 (昭和 29 年農林省令第 55 号) 第 22 条に規定される調教師又は騎手の欠格事由のうち、第 2 号の「禁錮以上の刑に処せられた者」及び第 3 号の「競馬法等の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」に申請者が該当しないことを確認するために、戸籍謄本に記載された本籍地の市町村に申請者の犯歴照会を行うとしている。</p> <p>競馬会を監督する農林水産省は、同条第 10 号に規定される欠格事由の「競馬の公正かつ安全な実施の確保に支障を生ずるおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」に該当するか判断するため、申請者本人と同一戸籍に記録されている全員の犯歴等の確認を行うことを想定しており、中央競馬の調教師又は騎手免許の申請において、戸籍謄本の提出が必要であるとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ウ-iv 戸籍謄本等の提出を求めることについて一定の合理性があると認められた手続 (No. 11 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	耐空検査員の認定の申請
関係法令等	航空法 (昭和27年法律第231号)
手続の区分	[参考事例] 申請者の欠格事由 (日本の国籍を有しない者) の該当性を確認するため、戸籍謄本等の提出を必要としているもの
概要	<p>航空法 (昭和 27 年法律第 231 号) 第 10 条の 2 第 1 項に規定される耐空検査員 (注) となるためには、国土交通大臣の認定を受けなければならないとされ、航空法施行規則 (昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下、本事例において「施行規則」という。) 第 16 条の 7 第 2 項第 1 号の規定に基づき、戸籍抄本を申請書に添付して、国土交通大臣に提出することとされている。</p> <p>国土交通省では、耐空検査員は国土交通大臣が行う耐空証明を代行するものであり、施行規則第 16 条の 6 第 1 号において、日本の国籍を有しない者は認定の申請をすることができないとされていることから、申請者の国籍を確認するため、耐空検査員の認定の申請において、日本の国籍を公証する戸籍抄本の提出が必要であるとしている。</p> <p>(注) 中級滑空機、上級滑空機及び動力滑空機の耐空証明を行う者</p>

(注) 当省の調査結果による。

3 相続時に提出する戸籍謄本等の返却の推進

勧告	説明図表番号
<p>(1) 関連制度等</p> <p>相続時には、不動産の所有権移転登記の申請、遺族補償年金の請求、酒類販売業の相続の申告等の多くの手続において、戸籍謄本等（注）の提出が求められている。</p> <p>民間企業においては、このような申請者の負担を踏まえ、申請者から提出された戸籍謄本等の返却や戸籍謄本等のコピーの受付を行っている場合がある。また、行政機関等においては、不動産の所有権移転登記の申請や年金の請求に係る手続では、法令や通知等に基づき、提出された戸籍謄本等を申請者に返却している。他方、相続税の申告、遺族補償年金の請求、自動車の移転登録の申請等 19 手続においては、戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行うこととされていない。</p> <p>（注）本項目においては、「戸籍謄本等」には、戸籍謄本又は戸籍抄本のほか、除籍謄本又は除籍抄本も含む。</p> <p>(2) 調査結果</p> <p>ア 戸籍謄本等を返却することとされている手続</p> <p>(ア) 不動産の所有権移転登記の申請</p> <p>不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 55 条に基づき、法務局においては、申請者から返却の求めがあった場合に、戸籍謄本等を返却している。</p> <p>具体的には、申請者から戸籍謄本等とそのコピー（又は被相続人と相続人の関係を図式化した「相続関係説明図」）の提出を受け、職員が戸籍謄本等とそのコピー（又は相続関係説明図）を照合し内容を確認した上で、登記手続完了後に、戸籍謄本等を返却している（郵送による返却の場合、申請者が郵送料を負担）。</p> <p>(イ) 年金（未支給年金等）の請求</p> <p>日本年金機構が年金事務所に発出した「年金請求書等に添付する住民票及び戸籍等の原本の取扱い【その②】（指示・依頼）」（平成 24 年 1 月 12 日付け給付指第 2012-6）等に基づき、年金事務所及び市町村においては、請求者から返却の求めがあった場合に、戸籍謄本等を返却している。</p> <p>具体的には、請求者から戸籍謄本等の提出を受け、職員がそのコピーを作成した上で、戸籍謄本等を返却している（郵送による返却の場合、請求者、年金事務所又は市町村が郵送料を負担）。</p> <p>イ 戸籍謄本等を返却することとされていない手続</p> <p>戸籍謄本等を返却することとされていない 19 手続について、返却することとされていない理由は、次のとおりである。</p>	<p>表 3 - (1) - ①</p> <p>表 3 - (1) - ②</p> <p>表 3 - (2) - ア - (ア) - i ~ iii</p> <p>表 3 - (2) - ア - (イ) - i ~ iii</p>

<p>① 法令等に根拠がない。</p> <p>② 手続実務を行う地方公共団体や地方支分部局（以下「地方公共団体等」という。）が戸籍謄本等を返却するかどうかを判断している。</p> <p>③ 他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要がある。</p> <p>④ 事務的負担の増加を懸念している。</p> <p>⑤ 戸籍謄本等の返却の要望がない。</p> <p>(7) 法令等に根拠がないとするもの</p> <p>法令等に根拠がないので、戸籍謄本等を返却することができないとする手続【相続税の申告、理容所の開設者の地位の承継の届出、自動車の移転登録の申請等 9 手続】があったが、これらについては、法令改正や通知の発出等により返却することが可能となる。</p> <p>また、9 手続のうち 4 手続については、一部機関において、申請者等の要望に応じて戸籍謄本等を返却していた。これらの手続においては、戸籍謄本等を返却することによる特段の支障は認められなかった。</p> <p>さらに、3 手続については、戸籍謄本等は原本の提出を求めている一方、同じ手続で、住民票の写しや印鑑証明書等は、法令等により、コピーの提出を認めていた。このように戸籍謄本等とそれ以外の書類で原本の提出を求めるか否かを分けていることについて、合理的な理由は認められなかった。</p> <p>(4) 手続実務を行う地方公共団体等の判断で戸籍謄本等を返却するものであるとするもの</p> <p>戸籍謄本等を返却するかどうかは手続実務を行う地方公共団体等が判断しているとする手続【製造たばこの小売販売業の承継の届出、飲食店営業等の許可営業者の地位の承継の届出等 5 手続】があった。これらについては、一部の地方公共団体等において、届出者の要望に応じて戸籍謄本等を返却していた。</p> <p>なお、地方公共団体等では、これらの手続について、相続手続完了後に戸籍謄本等を利用することはないとしている。</p> <p>(ウ) 他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要があるとするもの</p> <p>他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要があるとする手続【酒類販売業の相続の申告、遺族補償年金の請求、自動車の移転登録の申請等 13 手続】があった。このうち 2 手続においては、都道府県警察本部や警察署からの照会に備えて登録申請が真正かつ適正なものであることを常に確認できるよう戸籍謄本等を保管する必要があるとしている。しかし、警察庁によると、当該手続に係る戸籍謄本等の原本の保管を警察庁として求める特段の理由は認められないとのことであった。</p>	<p>表 3 - (2) - イ - (7) - i ~ viii</p> <p>表 3 - (2) - イ - (4) - i ~ ii 表 3 - (2) - イ - (7) - iv ~ vii (再掲)</p> <p>表 3 - (2) - イ - (ウ) - i ~ ii 表 3 - (2) - イ - (7) - ii, viii (再掲)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

また、13 手続においては、他機関からの照会等に備えて登録申請が真正かつ適正なものであることを常に確認できるよう戸籍謄本等を保管する必要があるとしている。しかし、戸籍謄本等以外の提出書類の中には、コピーの受付や電子媒体（PDF）の受付を行っているものもあり、原本の保管はしていない。戸籍謄本等とそれ以外の提出書類において、他機関からの照会等に対する備えが必要であるという点は同じであり、戸籍謄本等についても、そのコピーを保管すれば足りると考えられる。

さらに、11 手続については、戸籍謄本等の原本でなければ、当該手続の事実認定を確認する訴訟が提起された場合等に、証拠能力に不安があるとしているが、戸籍謄本等を返却することとされている手続においては、手続に関する訴訟が提起された場合等に、戸籍謄本等のコピーにより対応しているが、証拠能力について特段の支障は生じていないとしている。

(エ) 事務的負担の増加を懸念しているもの

戸籍謄本等を返却するに当たり、原本とそのコピーの照合作業、コピーが不明瞭な場合の再提出の要請等、返却を行うことによる事務的負担の増加を懸念しているとする手続【酒類販売業の相続の申告等 2 手続】があった。

しかし、戸籍謄本等を返却することとされている手続についてみると、不動産の所有権移転登記の申請及び年金の請求においては、申請者から要望があれば戸籍謄本等を返却しているが、特段の支障は生じていないとしている。さらに、年金の請求においては、平成 23 年 11 月から戸籍謄本等の返却を開始しているが、戸籍謄本等の返却によりその他の業務に影響を与えるような事務的負担の増加はなかったとしている。

表 3 - (2) - イ - (エ)
表 3 - (2) - イ - (ア) - ii (再掲)

(オ) 戸籍謄本等の返却の要望が無いとするもの

当該手続において戸籍謄本等の返却に対する要望が無いため、返却をしていないとする手続【酒類販売業の相続の申告等 2 手続】があった。しかし、今回調査した結果、国民からは、相続手続全般に関して提出した戸籍謄本等の返却を求める要望が挙げられているところであり、相続手続全般において申請者にとって利便が高まる措置を行うことは重要であると考えられる。

表 3 - (2) - イ - (オ)
表 3 - (2) - イ - (ア) - ii (再掲)

(今後の課題)

法務省は、登記を含む相続手続全般で利用できる相続関係情報の証明書を発行する「法定相続情報証明制度」（仮称）（以下「証明制度」という。）の新設に向けて検討を進めている。相続人は、証明制度を利用することにより、相続手続の際に、戸籍謄本等に代えて相続関係情報の証明書を提出することが可能となる予定である。

表 3 - (2) - ①

各府省においては、相続時における申請者のより一層の負担軽減を図る観点

から、法務省の証明制度の検討結果を踏まえ、証明制度の活用を検討することも重要であると考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、相続時に提出する戸籍謄本等を返却することとされていない手続については、申請者の負担軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 戸籍謄本等を返却することとされていない手続については、法令を改正するなどして、戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行うこと。(財務省、厚生労働省)
- ② 戸籍謄本等を返却することとされていない手続のうち、地方公共団体が手続実務を行っている手続については、地方公共団体が戸籍謄本等を返却できるよう、技術的助言を行うこと。(厚生労働省)

表3-1(1)-① 戸籍謄本等の返却又はコピーの受付の実施方法

	不動産の所有権移転登記の申請【法務省】	年金（未支給年金、遺族年金）の請求 【厚生労働省（日本年金機構）】	参考（民間企業の例（注3））
実施条件	<ul style="list-style-type: none"> 申請者から返却の求めがあった場合に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 請求者から返却の求めがあった場合に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 請求者から返却の求めがあった場合に行う。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本等とそのコピー（又は相続関係説明図（注2））。 	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本等 	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本等 一定の条件に該当する場合、<u>戸籍謄本等のコピー</u>を受け付けている企業もある。
返却の方法	<ul style="list-style-type: none"> 職員が戸籍謄本等とそのコピー（又は相続関係説明図（注2））を照合し、登記完了後に、申請者に対し戸籍謄本等を返却する。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員が戸籍謄本等のコピーを取り、請求者に対し戸籍謄本等を返却する。 	<ul style="list-style-type: none"> 社員が戸籍謄本等のコピーを取り、請求者に対し戸籍謄本等を返却する。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> 返却に伴う手数料は不要 コピー及び郵送代は申請者負担 	<ul style="list-style-type: none"> 返却に伴う手数料は不要 郵送代は請求者、年金事務所又は市町村負担 	<ul style="list-style-type: none"> 返却に伴う手数料、コピー代及び郵送代は企業負担

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 相続関係説明図は、被相続人と相続人の関係、被相続人の死亡日、被相続人や相続人の住所等を記載したものである。
 3 銀行口座又は証券口座の相続に係る請求や、死亡保険金の請求を受け付けている6社について調査した。

表3- (1) - ② 戸籍謄本等の提出が求められる相続手続

機関区分	手続区分	手続名
行政機関	登記・登録	○不動産の所有権移転登記の申請 (1 手続) ○ <u>自動車の名義変更・廃車手続 (2 手続)</u> ・移転登録の申請 ・永久抹消登録の申請
	年金	○年金 (未支給年金等) の請求 (5 手続) ・未支給年金の請求 ・死亡一時金の請求 ・寡婦年金の請求 ・遺族厚生年金の請求 ・遺族基礎年金の請求 ○ <u>労災保険の請求 (9 手続)</u> ・遺族補償年金の請求 ・遺族補償一時金の請求 ・遺族年金の請求 ・遺族一時金の請求 ・未支給の保険給付の請求 ・葬祭料の請求 ・葬祭給付の請求 ・障害補償年金差額一時金の請求 ・障害年金差額一時金の請求
	税金	○ <u>相続税の申告 (1 手続)</u>
	事業承継	○ <u>製造たばこの小売販売業の承継の届出 (1 手続)</u> ○ <u>酒類販売業等の相続の申告 (2 手続)</u> ・酒類販売業の相続の申告 ・酒類等製造業の相続の申告 ○ <u>飲食店営業、理容業等の事業承継の届出 (4 手続)</u> ・飲食店営業等の許可営業者の地位の承継の届出 ・理容所の開設者の地位の承継の届出 ・美容所の開設者の地位の承継の届出 ・クリーニング業の営業者の地位の承継の届出
(参考)	銀行における銀行口座の相続	
民間企業	生命保険会社における死亡保険金の請求	
	証券会社における証券口座の相続	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行うこととされていない 19 手続については、下線を付した。

表 3－(2)－ア－(7)－i 申請者の負担の軽減を図る観点から、戸籍謄本等を申請者に返却している例

府省等名	法務省
手続名	相続時における不動産の所有権移転登記の申請
関係法令等	不動産登記法（昭和16年法律第123号）
事例の態様	[参考事例] 申請者の負担の軽減を図る観点から、提出書類を申請者に返却している例
概要	<p>不動産登記法（昭和16年法律第123号。以下、本事例において「法」という。）において、登記の申請は、申請情報及び添付情報を法務局等の登記所に提供してしなければならないとされている（法第18条及び不動産登記令（平成16年政令第379号）第2条第1号）。この登記の申請のうち、相続時に行う不動産の所有権移転登記の申請には、添付情報として、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）や除籍全部事項証明書（除籍謄本）等、住民票の写し、印鑑証明書、遺産分割協議書、遺言書等の書類を提供することとなっている。</p> <p>これらの提出書類について、法務省は、申請者が、登記申請事務以外（例えば他の相続事務手続等）に使用することもあるため、申請者の負担の軽減を図る観点から、原本を返却しているとしている。</p> <p>また、返却の方法については、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下、本事例において「規則」という。）第55条において、申請者が、原本に加え、原本と相違ない旨を記載した謄本（コピー）を提出し、登記官が原本により登記申請の審査をした後に、原本と謄本を照合し、一致していることを確認した上で原本を申請者に返却する方法が規定されている。</p> <p>さらに、提出書類のうち戸籍謄本等については、上記の規則第55条に基づく返却の方法のほかに、「不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて（通達）」（平成17年2月25日付け法務省民二第457号法務局長及び地方法務局長宛て法務省民事局長通達）に基づき、申請者が、原本に加え、原本と相違ない旨を記載した謄本（コピー）の代わりに「相続関係説明図」（注）を提出することにより、原本が申請者に返却される方法も取られている。</p> <p>なお、法務省は、このように原本を返却していることについて、業務上の負担の増加や課題は特段感じていないとしている。</p> <p>（注）相続関係説明図には、被相続人と相続人の関係、被相続人の死亡日、被相続人や相続人の住所等が記載されている。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 3-(2)-ア-(7)-ii 不動産登記規則等における戸籍謄本等の返却に関する規定

○ 不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）〈抜粋〉

（添付書面の原本の還付請求）

第 55 条 書面申請をした申請人は、申請書の添付書面（磁気ディスクを除く。）の原本の還付を請求することができる。ただし、令第 16 条第 2 項、第 18 条第 2 項若しくは第 19 条第 2 項（又はこの省令第 48 条第 1 項第 3 号（第 50 条第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは第 49 条第 2 項第 3 号の印鑑に関する証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

2 前項本文の規定により原本の還付を請求する申請人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

3 登記官は、第 1 項本文の規定による請求があった場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載し、これに登記官印を押印しなければならない。

4 前項後段の規定により登記官印を押印した第 2 項の謄本は、登記完了後、申請書類つづり込み帳につづり込むものとする。

5 第 3 項前段の規定にかかわらず、登記官は、偽造された書面その他の不正な登記の申請のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

6 第 3 項の規定による原本の還付は、申請人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申請人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

7 前項の場合における書面の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによってするものとする。

8 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。

9 前項の指定は、告示してしなければならない。

○ 「不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて（通達）」（平成 17 年 2 月 25 日付け法務省民二第 457 号法務局長及び地方法務局長宛て法務省民事局長通達）〈抜粋〉

7 原本還付の取扱い

相続による権利の移転の登記等における添付書面の原本の還付を請求する場合において、いわゆる相続関係説明図が提出されたときは、登記原因証明情報のうち、戸籍謄本又は抄本及び除籍謄本に限り、当該相続関係説明図をこれらの書面の謄本として取り扱って差し支えない。

（注）下線は当省が付した。

表 3- (2) - ア - (7) - iii 法務省のホームページにおける戸籍謄本等の返却に関する説明

法務省は、戸籍謄本等のほかに住民票の写し等も返却しており、ホームページ上では以下のように説明している。

表 登記申請書に添付する書面（添付情報）について

登記申請書に添付する書面（添付情報）は、原本の添付が原則ですので、「住民票の写し」等についても、その証明書の原本を添付する必要があります（コピーは不可）。

ただし、申請人が原本を保管する必要があるもの又はそれを欲するものについては、その原本の還付（返還）を請求することができます。

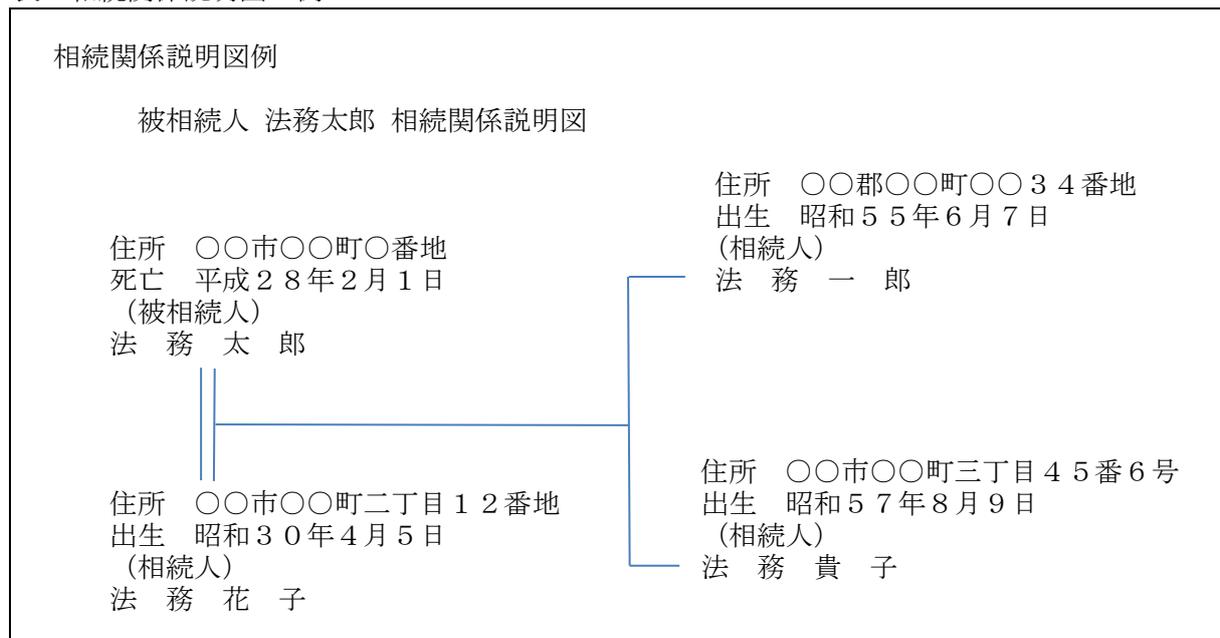
この場合には、必要となる書類のコピーを作成し、そのコピーに「原本に相違ありません。」を記載の上、申請書に押印した人がそのコピーに署名（記名）押印（2枚以上になるときは、各用紙のつづり目ごとに契印（割印）したものを申請書に添付して、原本と一緒に提出してください。別途、原本の還付の請求書を作成する必要はありません。

なお、登記申請のためだけに作成したもの（登記申請用に作成した委任状、登記原因証明情報等）や印鑑証明書等は、原本の還付をすることはできませんので、申請書を提出する際には、登記所に確認してください。

※ 相続登記申請（8、9及び10）に関しては、「相続関係説明図」を戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等と一緒に提出された場合には、登記の調査が終了した後に、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の原本をお返しすることができます（詳しくは登記例を御覧ください。）。

また、提出書類のうち戸籍謄本等については、戸籍謄本等のコピーの代わりに「相続関係説明図」を提出することによる返却もできるとしており、以下のような例を示している。

表 相続関係説明図の例



(注) 法務省のホームページに基づき、当省が作成した。なお、下線は当省が付した。

表3- (2) -ア- (4) - i 請求者の負担の軽減を図る観点から、戸籍謄本等を請求者に返却している例

府省等名	厚生労働省（日本年金機構）
手続名	相続時における年金の①未支給年金の請求、②死亡一時金の請求、③寡婦年金の請求、④遺族厚生年金の請求及び⑤遺族基礎年金の請求
関係法令等	国民年金法（昭和34年法律第141号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
事例の態様	[参考事例] 請求者の負担の軽減を図る観点から、提出書類を請求者に返却している例
概要	<p>国民年金法（昭和34年法律第141号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）において、国民年金又は厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者（以下、本事例において「被保険者等」という。）が死亡した時に一定の要件を満たしており、被保険者等によって生計を維持されていた遺族は、未支給年金（国民年金法第19条及び厚生年金保険法第37条）、遺族基礎年金（国民年金法第37条）、寡婦年金（国民年金法第49条）、死亡一時金（国民年金法第52条の2）又は遺族厚生年金（厚生年金法第58条）の支給を請求することができることとされている。これらの年金の請求時には、年金事務所や市町村（以下「年金事務所等」という。）に対し、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）や除籍全部事項証明書（除籍謄本）等、住民票の写し、死亡診断書、死体検案書又は検視調書（以下、本事例において「死亡診断書等」という。）の記載事項証明書等の書類を提出することとされている。</p> <p>これらの提出書類について、日本年金機構は、コピー機の発達により写し自体の信用性が高まり、一般社会でも証明等に当たって原本に代えてコピーを提出させる機会が多くなったことも事実であり、請求者からも書類の原本の返却を求める旨の要望が寄せられていたことを踏まえ、請求者の負担の軽減を図る観点から、原本を返却しているとしており、年金業務を年金事務所等に委任・委託している厚生労働省は、請求者が提出した戸籍謄本等の原本を確認した後ならば、お客様サービスの一環として、原本を返却しても差し支えないとしている。</p> <p>また、返却の方法については、「国民年金市町村事務処理基準」（平成12年2月18日付け庁保発第3号都道府県知事宛て社会保険庁運営部長通知）及び「年金請求書等に添付する住民票及び戸籍等の原本の取扱い【その②】（指示・依頼）」（平成24年1月12日付け給付指第2012-6。以下「指示・依頼」という。）において、戸籍謄本等、住民票の写し、死亡診断書等の記載事項証明書等公務員がその作成権限に基づき職務の執行として作成した公文書については、請求者から原本の返却の求めがあった場合には、職員が原本をコピーし、当該コピーに対して、現に原本を所持している請求者が「〇〇の原本と相違ない」旨の認証文言を付記して記名押印し、原本を確認した職員が「提示された原本と相違ないことを確認した」旨の事跡を付記して記名押印した上で（郵送請求の場合は、現に原本を所持している年金事務所等の所属長が「原本と相違ない」旨の認証文言を付記して職名を記名し、所属長の公印を押印した上で）、原本を申請者に返却する方法が規定されている。また、指示・依頼においては、添付書類のうち死亡診断書等については、原本の代わりにコピーの受付を行う方法が規定されている。</p> <p>なお、日本年金機構は、このように原本を返却していることについて、通常業務の一つとして行っているため、業務上の負担の増加や課題は特段感じていないとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) - ア - (イ) - ii 国民年金市町村事務処理基準等における戸籍謄本等の返却に関する規程

○ 「国民年金市町村事務処理基準」(平成 12 年 2 月 18 日付け庁保発第 3 号都道府県知事宛て社会保険庁運営部長通知) <抜粋>

(請求書等の受理)

第 20 条 受給権者から給付に関する請求書、申出書、届書又は申請書(以下「請求書等」という。)が提出されたときは、次により処理する。

(1) ~ (4) (略)

(5) 受給権者から戸籍謄本、住民票その他の添付書類に係る原本還付請求があった場合には、原本と相違がない旨を証明した謄本をもってこれに代え、当該添付書類の原本を還付する。ただし、請求書等の提出のためにのみ作成された添付書類については、この限りでない。

(6) ~ (7) (略)

2 (略)

○ 「年金請求書等に添付する住民票及び戸籍等の原本の取扱い【その②】(指示・依頼)」(平成 24 年 1 月 12 日付け給付指第 2012-6) <抜粋>

Q 1 コピーを原本に代えて添付できる書類(原本証明した上で、原本を返却できる書類)とは、どのような書類なのでしょう。

A 1

請求者等から、次の①又は②に掲げる書類等の提示がなされ、原本の返却を求める旨の申出があった場合には、原本をコピーして、当該コピーに原本証明した上で、請求者等へ原本を返却してください。

①公務員がその作成権限に基づき職務の執行として作成した公文書(年金証書、被保険者証、行政処分通知書、外国人登録証明書及びパスポート等その他本人が所持すべきものは除く)
 <例> 住民票(除票)の写、戸籍(除籍)謄本(抄本)、外国人登録原票記載事項証明書、所得証明書、(非)課税証明書、居住証明書、在留資格証明書等

【注 1】年金請求等に用いることを目的として、条例等に基づき、市区町村役場が交付手数料を免除又は減免した上で交付する戸籍等の公文書にあっては、必ず原本の添付を求めてください。

例えば、次の記載例にあるような表示が戸籍等に付されている場合には、必ず原本の添付を求めてください。

<記載例>

○年金用、国民年金用、年金手続用、公的年金手続用、特別法

○この証明は戸籍手数料に関する特別法の規定に基づく戸籍に関する証明と同一の目的に使用するために交付するものです。

○この証明は公的年金手続用です。他の目的では使えません。 等

【注 2】公務員が作成したものであっても、その職務権限に基づき、職務の執行として作成したものと認めない場合には、必ず原本の添付を求めてください。

②法人印又は代表者印を付した上で法人が証明する私文書(契約書及び領収証等その他本人が所持すべきものは除く)

<例> 源泉徴収票、在籍証明書 等

【注3】 法人が証明したものであっても、年金請求等に用いることを目的として作成したものである場合には、必ず原本の添付を求めてください。

Q2 コピーを原本として添付できる書類（原本を返却できる書類）とは、どのような書類なのでしょうか。

A2

次の①から③に掲げる書類等にあつては、当該書類等のコピーの提出を求めてください。請求者等から、原本の提示がなされ、原本をコピーした場合でも、原本証明を省略して差し支えありません。

ただし、Q1・A1の①又は②に該当する書類等にあつては、原本をコピーして、当該コピーに原本証明した上で、請求者等へ原本を返却してください。

- ①年金証書、被保険者証、処分通知書、外国人登録証明書及びパスポート等その他本人が所持すべき公文書
- ②契約書及び領収証等その他本人が所持すべき私文書
- ③国民年金法施行規則や通知等において「〇〇の写し」と規定されている書類等

Q3 原本を添付する書類（原本を返却できない書類）とは、どのような書類なのでしょうか。

A3

年金請求等に用いることを目的として、公の職務又は私人の立場において、署名又は押印が付されている私文書にあつては、必ず原本の添付を求めてください。

<例> 医師又は歯科医師の診断書、生計維持関係の事実に関する第三者証明 等

(注) 下線は当省が付した。

表3-2)-ア-(イ)-iii 日本年金機構のホームページにおける戸籍謄本等の返却に関する説明

日本年金機構は、戸籍謄本等のほかに住民票の写し等も返却しており、ホームページ上では以下のように説明している。

表 年金請求書等に添付される住民票、戸籍謄本などについて

年金の請求以外の目的で使用することがある次の書類について、お客様から原本の返却のお申出があった場合は、まず原本を提示いただき、そのコピーはいただいた上で、お客様へ原本をお返しします。

1. 公的機関が証明する書類	<u>住民票（除票）の写し</u> 、 <u>戸籍（除籍）謄本（抄本）</u> 、外国人登録原票記載事項証明書、所得証明書、（非）課税証明書、居住証明書、在留資格証明書など
2. 法人が証明する書類	源泉徴収票、在籍証明書など

(注) 日本年金機構のホームページに基づき、当省が作成した。なお、下線は当省が付した。

表3-(2)-イ-(7)-i 法令等に根拠がないとするもの

No.	所管府省	手続名	手続の状況等	
			一部機関において、申請者等の要望に応じて戸籍謄本等を返却している	住民票の写しや印鑑証明書等については、法令等により、コピーの提出を認めている
1	財務省	酒類等製造業の相続の申告		
2	財務省	酒類販売業の相続の申告		
3	財務省	相続税の申告		○
4	厚生労働省	飲食店営業等の許可営業者の地位の承継の届出	○	
5	厚生労働省	理容所の開設者の地位の承継の届出	○	
6	厚生労働省	美容所の開設者の地位の承継の届出		
7	厚生労働省	クリーニング業の営業者の地位の承継の届出		
8	国土交通省	自動車の移転登録の申請	○	○
9	国土交通省	自動車の永久抹消登録の申請	○	○
合計9手続			4手続	3手続

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) -イ- (7) - ii 法令等に根拠がないなどとして、戸籍謄本等を返却することとされていない例
(No. 1、2 の手続)

府省等名	財務省
手続名	①酒類等製造業の相続の申告及び②酒類販売業の相続の申告
関係法令等	酒税法（昭和28年法律第6号）
事例の態様	次のことから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 ①法令等に根拠がない ②他機関からの照会等に備えるため戸籍謄本等を保管する必要がある ③事務的負担の増加を懸念している ④戸籍謄本等の返却の要望がない
概要	<p>酒税法（昭和28年法律第6号）第19条において、酒類等製造業又は酒類販売業につき相続があった場合において、引き続きその製造業又は販売業をしようとする相続人は、遅滞なく、その製造場の所在地又はその販売場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならないとされている。また、酒税法施行令（昭和37年政令第97号。以下、本事例において「施行令」という。）第18条第2項においては、申告書には、申告者の戸籍抄本を添付しなければならないとされており、戸籍抄本以外にも、相続があったことを確認する書類として、印鑑証明書や包括受遺を証明する書類（遺言書や遺産分割協議書等）の提出が求められている。なお、財務省は、相続関係を確認するため、実務上は、戸籍抄本、戸籍謄本等の添付を求めているとしている。</p> <p>財務省では、i）提出書類を受け付けた後は行政文書となるため、返却する扱いはできないこと、ii）書類の偽造や不正申告が発生する可能性があり、後日、当時の手続の状況を説明できるよう戸籍謄本等の原本の保管が必要であること、iii）戸籍謄本等の返却に伴う事務的負担の増加が懸念されること及びiv）申告者からの返却の要望が無いことから、戸籍謄本等の返却又はコピーの受付は行っていないとしている。</p> <p>しかし、今回の調査の結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>① 戸籍謄本等を返却する扱いができないのであれば、法令改正や通知の発出等により返却することは可能である。</p> <p>② 税務署の中には、電子申告時は、戸籍謄本等についてPDFデータ（イメージデータ）を受け付けているものもみられる。このため、申告者は、電子申告時は戸籍謄本等の原本を提出する必要が無く、税務署にも戸籍謄本等のPDFデータしか無いという状況になっている（ただし、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成15年財務省令第71号）第5条第3項に基づき、税務署長は必要があるときに、戸籍謄本等の原本を提示又は提出させる場合もある。）。PDFデータは原本そのものではなく、紙媒体で言えば原本のコピーに類似するものであることを踏まえると、戸籍謄本等を返却している法務省の不動産の所有権移転登記の申請や厚生労働省の年金の請求のように、提出書類のコピーを保管することにより、当時の手続の状況を説明することは可能であると考えられる。</p> <p>また、財務省は、遺言書（公正証書遺言書を除く。）や遺産分割協議書（以下、本事例において「遺言書等」という。）については、原本のコピーを受け付けており、当時の手続の状況を説明する際は、遺言書等のコピーが用いられることになることから、戸籍謄本等についても、原本のコピーを保管すれば足りると考えられる。</p> <p>遺言書等と戸籍謄本等については、遺言書等は1通しか作成されないことがあるが、戸籍謄本等は、地方公共団体に対し交付申請すれば、1通以上を入手することが可能であるという違いがある。しかし、「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）においては、「添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付ける</p>

ため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠なものに限る」とされているところである。これを踏まえ、申告者が物理的に提出可能か否かという点だけでなく、提出書類が手続上必要不可欠か否かという点も併せてみると、電子申告の場合は、税務署に戸籍謄本等の原本が無い状態で手続が行われることもあり、戸籍謄本等について手続上原本が必要不可欠であるという事情は見当たらない。

なお、「申請負担軽減対策」においては、「事業者が相続、合併及び営業の譲渡・譲受により事業を開始する場合であって、その申請内容に実質的な変更がない場合には、既得許認可が、原則としてその事業者に簡便な手続で承継されるよう措置する」とされていることを踏まえると、酒類等製造業及び酒類販売業の相続時においても、申告者（事業者）に戸籍謄本等を返却するよう措置すべきと考えられる。

③ 法務省の不動産の所有権移転登記の申請や厚生労働省の年金の請求においては、戸籍謄本等を返却しているが、そのことにより特段の支障は生じていないとしていること及び厚生労働省の年金の請求においては、戸籍謄本等の返却により増加した事務的負担は、返却を行う前と比較してその他の業務に影響を与えるほどではなかったとしていることから、酒類等製造業の相続の申告及び酒類販売業の相続の申告においても、戸籍謄本等を返却したとしても、その他の業務に特段の支障を与える程の事務的負担は増加しないと考えられる。

④ 国民からは、戸籍謄本等を手続ごとに取得するのに手数料と手間がかかるため、相続手続については、提出した戸籍謄本等を返却してほしいとの要望が出されているところである。このような要望を踏まえ、相続手続の一つである酒類等製造業及び酒類販売業の承継手続においても、戸籍謄本等を返却することが重要であると考えられる。

したがって、本件については、申告者の負担の軽減を図る観点から、財務省は、相続時に提出する戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行う必要がある。

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) -イ- (7) -iii 法令等に根拠がないとして、戸籍謄本等を返却することとされていない例 (No. 3 の手続)

府省等名	財務省
手続名	相続税の申告
関係法令等	相続税法 (昭和25年法律第73号)
事例の態様	法令等に根拠がないことから、戸籍謄本等を返却することとされていない例
概要	<p>相続税法 (昭和 25 年法律第 73 号) において、相続により財産を取得した者は、当該被相続人からこれらの事由により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者に係る相続税の課税価格に係る相続税額があるときは、その相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 月以内に課税価格、相続税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないとされている。また、申告書には、戸籍の謄本 (相続税法施行規則 (昭和 25 年大蔵省令第 17 号。以下、本事例において「施行規則」という。) 第 16 条第 3 項)、一定の特例等を適用する申告書には、遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し、相続人全員の印鑑証明書等 (施行規則第 1 条の 6 第 3 項等) を添付しなければならないとされている。</p> <p>財務省では、法令の規定上、相続税の申告をする場合には、戸籍謄本等の原本を添付することが義務付けられていること、また、原本を返却する規定はないことから、原本返却やコピーの受付は行っていないとしている。</p> <p>しかし、財務省は、戸籍謄本等以外の遺言書や遺産分割協議書 (以下、本事例において「遺言書等」という。) については、施行規則第 1 条の 6 第 3 項に基づき、原本のコピーを受け付けている。このため、戸籍謄本等についても、相続税法施行規則の改正等により、原本のコピーを受け付けることは可能であると考えられる。</p> <p>遺言書等と戸籍謄本等については、遺言書等は 1 通しか作成されないことがあるが、戸籍謄本等は、地方公共団体に対し交付申請すれば、1 通以上を入手することが可能であるという違いがある。しかし、「申請負担軽減対策」 (平成 9 年 2 月 10 日閣議決定) においては、「添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠なものに限る」とされているところである。これを踏まえ、申告者が物理的に提出可能か否かという点だけでなく、提出書類が手続上必要不可欠か否かという点も併せてみると、戸籍謄本等の原本が手続上必要不可欠であるという事情は見当たらない。</p> <p>また、国民からは、戸籍謄本等を手続ごとに取得するのに手数料と手間がかかるため、相続税の申告については、提出した戸籍謄本等を返却してほしいとの要望が出されているところである。</p> <p>したがって、本件については、申告者の負担の軽減を図る観点から、財務省は、相続時に提出する戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行う必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) -イ- (7) -iv 法令等に根拠がないなどとして、戸籍謄本等を返却することとされていない例
(No. 4 の手続)

府省等名	厚生労働省
手続名	飲食店営業等の許可業者の地位の承継の届出
関係法令等	食品衛生法 (昭和22年法律第233号)
事例の態様	次のことから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 ①法令等に根拠がない ②戸籍謄本等の返却について特に定めはないため、手続実務を行う地方公共団体が、原本を返却するかどうかを判断している
概要	<p>食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号。以下、本事例において「法」という。) 第 53 条第 1 項に基づき、飲食店営業等の許可業者において相続があった時は、相続人は許可業者の地位を承継することとされている。許可業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に届け出なければならないこととされている (法第 53 条第 2 項)。また、この届出書には、戸籍謄本及び相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により許可業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付しなければならないとされている (食品衛生法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 23 号) 第 68 条)。</p> <p>厚生労働省では、提出書類の原本返却について特に定めがなく、届出事務の実務は地方公共団体に委ねているため、提出書類の原本返却については厚生労働省で判断するものではなく、実務に携わる地方公共団体で判断しているとしている。</p> <p>届出事務を行っている都道府県、保健所設置市及び特別区のうち、今回、保健所設置市について調査したところ、それらの中には、届出者からの他の相続手続等に戸籍謄本等を使用したいという要望を受け、届出者に対し、戸籍謄本等の原本を返却し、原本のコピーを保存しているものがみられた一方で、法令上、提出書類の原本返却に関する明文規定が無く、厚生労働省からも原本返却の可否についての通知等が無いことを理由に原本返却を行っていないものもみられ、同一手続にもかかわらず、保健所設置市により取扱いが区々となっていた。</p> <p>なお、保健所設置市は、届出事務であることから、受付後は提出書類を業務上利用していないとしている。</p> <p>加えて、国民からは、戸籍謄本等を手続ごとに取得するのに手数料と手間がかかるため、相続手続については、提出した戸籍謄本等を返却してほしいとの要望が出されているところである。このような要望を踏まえ、相続手続の一つである飲食店営業等の許可業者の地位の承継の届出においても、戸籍謄本等を返却することが重要であると考えられる。</p> <p>したがって、本件については、届出者の負担の軽減を図る観点から、厚生労働省は、届出事務を実際に行っている地方公共団体が、相続時に提出する戸籍謄本等を返却できるよう、技術的助言を行う必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) -イ- (7) -v 法令等に根拠がないなどとして、戸籍謄本等を返却することとされていない例
(No. 5 の手続)

府省等名	厚生労働省
手続名	理容所の開設者の地位の承継の届出
関係法令等	理容師法 (昭和22年法律第234号)
事例の態様	次のことから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 ①法令等に根拠がない ②戸籍謄本等の返却について特に定めはないため、手続実務を行う地方公共団体が、原本を返却するかどうかを判断している
概要	<p>理容師法 (昭和 22 年法律第 234 号。以下、本事例において「法」という。) 第 11 条の 3 第 1 項に基づき、理容所の開設者において相続があった時は、相続人は理容所の開設者の地位を承継することとされている。理容所の開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に届け出なければならないこととされている (法第 11 条の 3 第 2 項)。また、この届出書には、戸籍謄本及び相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付しなければならないとされている (理容師法施行規則 (平成 10 年厚生省令第 4 号) 第 21 条第 2 項)。</p> <p>厚生労働省では、提出書類の原本返却について特に定めがなく、届出事務の実務は地方公共団体に委ねているため、提出書類の原本返却については厚生労働省で判断しておらず、実務に携わる地方公共団体で判断しているとしている。</p> <p>届出事務を行っている都道府県、保健所設置市及び特別区のうち、今回、保健所設置市について調査したところ、それらの中には、届出者からの他の相続手続等に戸籍謄本等を使用したいという要望を受け、届出者に対し、戸籍謄本等の原本を返却し、原本のコピーを保存しているものがみられた一方で、法令上、提出書類の原本返却に関する明文規定が無く、厚生労働省からも原本返却の可否についての通知等が無いことを理由に原本を返却していないものもみられ、同一手続にもかかわらず、保健所設置市により取扱いが区々となっていた。</p> <p>なお、保健所設置市は、届出事務であることから、受付後は提出書類を業務上利用していないとしている。</p> <p>加えて、国民からは、戸籍謄本等を手続ごとに取得するのに手数料と手間がかかるため、相続手続については、提出した戸籍謄本等を返却してほしいとの要望が出されているところである。このような要望を踏まえ、相続手続の一つである理容所の開設者の地位の承継の届出においても、戸籍謄本等を返却することが重要であると考えられる。</p> <p>したがって、本件については、届出者の負担の軽減を図る観点から、厚生労働省は、届出事務を実際に行っている地方公共団体が、相続時に提出する戸籍謄本等を返却できるよう、技術的助言を行う必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) -イ- (7) -vi 法令等に根拠がないなどとして、戸籍謄本等を返却することとされていない例
(No. 6 の手続)

府省等名	厚生労働省
手続名	美容所の開設者の地位の承継の届出
関係法令等	美容師法 (昭和32年法律第163号)
事例の態様	次のことから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 ①法令等に根拠がない ②戸籍謄本等の返却について特に定めはないため、手続実務を行う地方公共団体が、原本を返却するかどうかを判断している
概要	<p>美容師法 (昭和 32 年法律第 163 号。以下、本事例において「法」という。) 第 12 条の 2 第 1 項に基づき、美容所の開設者において相続があった時は、相続人は美容所の開設者の地位を承継することとされている。美容所の開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に届け出なければならないこととされている (法第 12 条の 2 第 2 項)。また、この届出書には、戸籍謄本及び相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付しなければならないとされている (美容師法施行規則 (平成 10 年厚生省令第 7 号) 第 21 条第 2 項)。</p> <p>厚生労働省では、提出書類の原本返却について特に定めがなく、届出事務の実務は地方公共団体に委ねているため、提出書類の原本返却については厚生労働省で判断しておらず、実務に携わる地方公共団体で判断しているとしている。</p> <p>届出事務を行っている都道府県、保健所設置市及び特別区のうち、今回、保健所設置市について調査したところ、それらの中には、届出者からの他の相続手続等に戸籍謄本等を使用したいという要望を受けた場合は、届出者に対し、戸籍謄本等の原本を返却し、原本のコピーを保存しても差し支えないと考えているのがみられた一方で、法令上、提出書類の原本返却に関する明文規定が無く、厚生労働省からも原本返却の可否についての通知等が無いことを理由に原本返却を行っていないものもみられ、同一手続にもかかわらず、保健所設置市により取扱いが区々となっていた。</p> <p>なお、保健所設置市は、届出事務であることから、受付後は提出書類を業務上利用していないとしている。</p> <p>加えて、国民からは、戸籍謄本等を手続ごとに取得するのに手数料と手間がかかるため、相続手続については、提出した戸籍謄本等を返却してほしいとの要望が出されているところである。このような要望を踏まえ、相続手続の一つである美容所の開設者の地位の承継の届出においても、戸籍謄本等を返却することが重要であると考えられる。</p> <p>したがって、本件については、届出者の負担の軽減を図る観点から、厚生労働省は、届出事務を実際に行っている地方公共団体が、相続時に提出する戸籍謄本等を返却できるよう、技術的助言を行う必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) - イ - (7) - vii 法令等に根拠がないなどとして、戸籍謄本等を返却することとされていない例
(No. 7 の手続)

府省等名	厚生労働省
手続名	クリーニング業の営業者の地位の承継の届出
関係法令等	クリーニング業法 (昭和25年法律第207号)
事例の態様	次のことから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 ①法令等に根拠がない ②戸籍謄本等の返却について特に定めはないため、手続実務を行う地方公共団体が、原本を返却するかどうかを判断している。
概要	<p>クリーニング業法 (昭和 25 年法律第 207 号。以下、本事例において「法」という。) 第 5 条の 3 第 1 項に基づき、クリーニング所の営業者において相続があった時は、相続人はクリーニング所の営業者の地位を承継することとされている。クリーニング所の営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に届け出なければならぬこととされている (法第 5 条の 3 第 2 項)。また、この届出書には、戸籍謄本及び相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意によりその地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付しなければならないとされている (クリーニング業法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 35 号) 第 2 条の 2 第 2 項)。</p> <p>厚生労働省では、提出書類の原本返却について特に定めがなく、届出事務の実務は地方公共団体に委ねているため、提出書類の原本返却については厚生労働省で判断しておらず、実務に携わる地方公共団体で判断しているとしている。</p> <p>届出事務を行っている都道府県、保健所設置市及び特別区のうち、今回、保健所設置市について調査したところ、それらの中には、届出者からの他の相続手続等に戸籍謄本等を使用したいという要望を受けた場合は、届出者に対し、戸籍謄本等の原本を返却し、原本のコピーを保存しても差し支えないと考えているものがみられた一方で、法令上、提出書類の原本返却に関する明文規定が無く、厚生労働省からも原本返却の可否についての通知等が無いことを理由に原本返却を行っていないものもみられ、同一手続にもかかわらず、保健所設置市により取扱いが区々となっていた。</p> <p>なお、保健所設置市は、届出事務であることから、受付後は提出書類を業務上利用していないとしている。</p> <p>加えて、国民からは、戸籍謄本等を手続ごとに取得するのに手数料と手間がかかるため、相続手続については、提出した戸籍謄本等を返却してほしいとの要望が出されているところである。このような要望を踏まえ、相続手続の一つであるクリーニング業の営業者の地位の承継の届出においても、戸籍謄本等の原本を返却することが重要であると考えられる。</p> <p>したがって、本件については、届出者の負担の軽減を図る観点から、厚生労働省は、届出事務を実際に行っている地方公共団体が、相続時に提出する戸籍謄本等を返却できるよう、技術的助言を行う必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) -イ- (7) -viii 法令等に根拠がないなどとして、戸籍謄本等を返却することとされていない例
(No. 8、9 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	自動車の①移転登録の申請及び②永久抹消登録の申請
関係法令等	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
事例の態様	次のことから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 ①法令等に根拠がない ②他機関からの照会等に備えるため戸籍謄本等を保管する必要がある
概要	<p>道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下、本事例において「法」という。）に基づき、相続時は、地方運輸局長に対し、自動車登録ファイルに登録されている所有者の住所・氏名等を相続人名義に変更する場合は移転登録の申請（法第13条第1項）を、相続を機に自動車を廃車とし自動車が実態を有しなくなった場合は自動車の登録の抹消申請（法第15条第1項）を行わなければならない（注2）。</p> <p>上記のいずれの申請においても、申請者は、戸籍の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又はこれを証するに足るその他の書面（自動車登録令（昭和26年政令第256号。以下、本事例において「登録令」という。）第18条）、印鑑証明書（登録令第16条）等を提出しなければならない。</p> <p>国土交通省では、i）現行法令解釈上、戸籍謄本等を返却する扱いやコピーの受付はできないこと、ii）警察からの照会に対応する等、登録申請が真正かつ適正なものであったかどうか後日確認することができるようにするため、提出書類の原本を保管する必要があることから、戸籍謄本等の返却や戸籍謄本等のコピーの受付は行っていないとしている。</p> <p>しかし、今回の調査の結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>① 現行法令解釈上、戸籍謄本等の原本返却等を行うことはできないとしているが、戸籍謄本等と同様に地方公共団体で発行される公的な書類である住民票や印鑑証明書（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条第1項）及び遺産分割協議書や遺言書（登録令第14条第1項第2号）について、原本のコピーの提出を認めている。このため、戸籍謄本等についても、道路運送車両法施行規則等の改正等により、原本のコピーを受け付けることは可能であると考えられる。</p> <p>また、一部の地方運輸局においては、戸籍謄本等を返却していた。これらについて特段の支障は認められなかった。</p> <p>② 警察庁によると、本件手続について、戸籍謄本等の原本保管を警察庁として求める特段の理由は認められないとのことであった。</p> <p>また、地方運輸局においては、申請者からの他の相続手続等に提出書類を使用したいという要望を受け、申請者に対し、一部の提出書類（戸籍謄本等、印鑑証明書、遺産分割協議書又は遺言書）の原本を返却し、原本のコピーを保管しているものがみられたが、登録申請が真正かつ適正なものであったかどうか確認することができなかったといった状況はみられなかった。</p> <p>加えて、国民からは、戸籍謄本等を手続ごとに取得するのに手数料と手間がかかるため、相続時の自動車の名義変更・廃車手続については、提出した戸籍謄本等を返却してほしいとの要望が出されているところである。</p> <p>したがって、本件については、申請者の負担の軽減を図る観点から、国土交通省は、相続時に提出する戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行う必要があるところ、当省の調査の過程で、国土交通省は、各地方運輸局自動車技術安全部管理課長、四国運輸局自動車技術安全部管理業務調整官及び内閣府沖縄総合事務局運輸部</p>

	車両安全課長に対して、「自動車の相続に係る登録申請時の戸籍謄本等の原本返却について」（平成 29 年 2 月 21 日付け自動車情報課登録班長通知）を発出し、戸籍謄本等を返却することが可能となった。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 1 当省の調査結果による。

2 国土交通省は、「相続時には、移転登録の申請と併せて、自動車を運行の用に供することをやめた時に行う一時抹消登録（法第 16 条第 1 項）を申請することがあるが、一時抹消登録の際は、戸籍謄本等の提出を求めることとしていない」としている。

表3-(2)-イ-(イ)-i 手続実務を行う地方公共団体等の判断で戸籍謄本等を返却するものであるとするもの

No.	所管府省	手続名	手続の状況等	
			一部の地方公共団体等において、届出者の要望に応じて戸籍謄本等を返却している	相続手続完了後に戸籍謄本等を利用することはない
1	財務省	製造たばこの小売販売業の承継の届出	○	○
2	厚生労働省	飲食店営業等の許可業者の地位の承継の届出	○	○
3	厚生労働省	理容所の開設者の地位の承継の届出	○	○
4	厚生労働省	美容所の開設者の地位の承継の届出	○	○
5	厚生労働省	クリーニング業の業者の地位の承継の届出	○	○
合計5手続			5手続	5手続

(注) 当省の調査結果による。

表3- (2) -イ- (イ)- ii 手続実務を行う地方支分部局の判断で戸籍謄本等を返却するものであることから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 (No. 1 の手続)

府省等名	財務省
手続名	製造たばこの小売販売業の承継の届出
関係法令等	たばこ事業法 (昭和59年法律第68号)
事例の態様	手続実務を行う地方支分部局が、戸籍謄本等を返却するかどうかを判断するものであることから、戸籍謄本等を返却することとされていない例
概要	<p>たばこ事業法 (昭和 59 年法律第 68 号。以下、本事例において「法」という。) 第 27 条において、小売販売業者に相続があった時は、小売販売業者の地位を承継する者は、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならないとされている。また、法第 44 条において、財務大臣の権限は財務局長に委任されている。更に、たばこ事業法施行規則 (昭和 60 年大蔵省令第 5 号) 第 25 条第 1 項においては、届出書には、相続人を確認する観点から戸籍謄本や住民票の写し等を添付しなければならないとされている。</p> <p>財務省では、戸籍謄本等の偽造リスクを回避する観点から戸籍謄本等の原本の提出は必要であるが、承継手続完了後、財務局の実務等に支障がないのであれば原本返却は可能と考えるとしており、現状では、戸籍謄本等の返却を行うための手続は確立していないとしている。</p> <p>しかし、財務局の中には、届出者からの他の相続手続等に戸籍謄本等を使用したいという要望を受け、届出者に対し、戸籍謄本等を返却し、戸籍謄本等のコピーを保存しているものがみられた一方で、提出書類の原本返却に関する明確な規定が無く、届出者から要望が無いことを理由に原本返却を行っていないものもみられ、同一手続にもかかわらず、財務局により取扱いが区々となっていた。</p> <p>なお、財務局は、承継手続完了後は提出書類を業務上利用していないとしている。</p> <p>加えて、国民からは、戸籍謄本等を手続ごとに取得するのに手数料と手間がかかるため、相続手続については、提出した戸籍謄本等を返却してほしいとの要望が出されているところである。このような要望を踏まえ、相続手続の一つである製造たばこの小売販売業の承継の届出においても、戸籍謄本等を返却することが重要であると考えられる。</p> <p>したがって、本件については、届出者の負担の軽減を図る観点から、財務省は、相続時に提出する戸籍謄本等を返却する必要がある。</p> <p>※ 財務省は、戸籍謄本等の返却を明確化する手続を制度改正で措置する予定としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表3- (2) -イ- (ウ) - i 他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要があるとするもの

No.	所管府省	手続名	手続の状況等		
			他機関では、戸籍謄本等を保管することを要請していない	戸籍謄本等以外の提出書類の中には、コピーの受付や電子媒体（PDF）の受付を行っているものもある	訴訟が提起された場合等に、証拠能力に不安がある
1	財務省	酒類販売業の相続の申告		○	
2	財務省	酒類等製造業の相続の申告		○	
3	厚生労働省	遺族補償年金の請求		○	○
4	厚生労働省	遺族補償一時金の請求		○	○
5	厚生労働省	遺族年金の請求		○	○
6	厚生労働省	遺族一時金の請求		○	○
7	厚生労働省	未支給の保険給付の請求		○	○
8	厚生労働省	葬祭料の請求		○	○
9	厚生労働省	葬祭給付の請求		○	○
10	厚生労働省	障害補償年金差額一時金の請求		○	○
11	厚生労働省	障害年金差額一時金の請求		○	○
12	国土交通省	自動車の移転登録の申請	○	○	○
13	国土交通省	自動車の永久抹消登録の申請	○	○	○
合計13手続			2手続	13手続	11手続

(注) 当省の調査結果による。

表3- (2) -イ-(ウ) - ii 他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要があるとしていることから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 (No. 3~11 の手続)

府省等名	厚生労働省
手続名	労災保険の①遺族補償年金の請求、②遺族補償一時金の請求、③遺族年金の請求、④遺族一時金の請求、⑤未支給の保険給付の請求、⑥葬祭料の請求、⑦葬祭給付の請求、⑧障害補償年金差額一時金の請求及び⑨障害年金差額一時金の請求
関係法令等	労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号)
事例の態様	他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要があるとしていることから、戸籍謄本等を返却することとされていない例
概要	<p>労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号。以下、本事例において「法」という。) に基づき、業務又は通勤が原因で亡くなった労働者の遺族は、遺族補償年金 (法第12条の8第2項)、遺族補償一時金 (法第12条の8第2項)、遺族年金 (法第22条の4第1項) 又は遺族一時金 (法第22条の4第1項) を、葬祭を行った遺族などは、葬祭料 (法第12条の8第2項) 又は葬祭給付 (法第22条の5第1項) の支給を請求することができる。また、法に基づく保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、労働者の遺族は、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる (法第11条)。さらに、障害補償給付 (業務災害の場合) 又は障害給付 (通勤災害の場合) の受給者のうち、障害 (補償) 年金の受給者が死亡した時は、遺族は、既に支給された障害 (補償) 年金と障害 (補償) 年金前払一時金の額が、障害等級に応じて定められている一定額に満たない場合には、障害補償年金差額一時金 (法附則第58条第1項) 又は障害年金差額一時金 (法附則第61条第1項) の支給を請求することができる。とされている。</p> <p>これらの支給の請求時には、労働基準監督署に対し、戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) や除籍全部事項証明書 (除籍謄本) 等、住民票の写し、死亡診断書、死体検案書又は検視調書 (以下、本事例において「死亡診断書等」という。) の記載事項証明書等の書類を提出することとなっている。</p> <p>厚生労働省では、i) 戸籍謄本等は行政処分に関する資料である以上、当時の資料を保持し続ける必要がある、ii) 処分決定後も受給権者・受給資格者の確認 (転給の場合等) に必要な資料である、iii) 訴訟となった場合、戸籍謄本等を労働者災害の認定処分に用いた一連の資料の一つとして提出する必要があることから、戸籍謄本等を返却していないとしている。</p> <p>しかし、「未支給の保険給付、遺族 (補償) 給付及び葬祭料 (葬祭給付) の請求における死亡診断書等の取扱いについて」 (平成26年4月11日付け基労管発0411第2号都道府県労働局労働基準部長宛て厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長通知) によると、請求人の負担の軽減や厚生年金等の事務の取扱いを踏まえ、提出書類について、市町村長に提出した死亡診断書等の記載事項証明書については、これらのコピーで差し支えないとされている。戸籍謄本等は、記載事項証明書と同様に、市区町村で発行される公的な書類であることから、戸籍謄本等についても戸籍謄本等のコピーで差し支えないとすれば、請求人は原本を提出せずに他の相続手続に使用することができることから、請求人の負担の軽減につながると考えられる。</p> <p>また、同通知においては「厚生年金等の事務の取扱いを踏まえ」と記載され、国民年金法及び厚生年金法に基づく年金の請求時には、提出書類のうち戸籍謄本等や死亡診断書等の記載事項証明書については原本が返却され、死亡診断書等についてはコピーでも可という取扱いがされているところである。これを踏まえ、労災保険の請求に</p>

においても、戸籍謄本等についてコピーの提出を受け付ける、又は戸籍謄本等の原本の提出を受け付けた上で原本のコピーを保管することも可能であると考えられる。

さらに、法務省の不動産の所有権移転登記の申請や厚生労働省の年金の請求においては、提出された戸籍謄本等を返却しているが、提出書類のコピーを保管しているため、訴訟となった場合も特段支障は生じていないとしている。

加えて、国民からは、戸籍謄本等を手續ごとに取得するのに手数料と手間がかかるため、相続手續については、提出した戸籍謄本等を返却してほしいとの要望が出されているところである。このような要望を踏まえ、相続手續の一つである労災保険の請求においても、戸籍謄本等を返却することが重要であると考えられる。

したがって、本件については、請求者の負担の軽減を図る観点から、厚生労働省は、相続時に提出する戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行う必要がある。

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-イ-(イ) 事務的負担の増加を懸念しているもの

No.	所管府省	手続名	手続の状況等
			戸籍謄本等を返却している手続においては、特段の支障は生じていない
1	財務省	酒類販売業の相続の申告	○
2	財務省	酒類等製造業の相続の申告	○
合計2手続			2手続

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-イ-(オ) 戸籍謄本等の返却の要望がないとするもの

No.	所管府省	手続名	手続の状況等
			戸籍謄本等の返却を求める要望が挙げられている
1	財務省	酒類販売業の相続の申告	○
2	財務省	酒類等製造業の相続の申告	○
合計2手続			2手続

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) - ① 法定相続情報証明制度（仮称）について

法務省では、相続登記を促進するための制度として、平成 29 年度早期に、証明制度を新設することを検討している。

表 1 証明制度の概要

実施条件	・ 申出者から、証明制度の利用の申出があった場合に行う。
提出書類	・ 戸籍謄本等 ・ 申出者が作成した法定相続情報一覧図
法定相続情報一覧図の写しの交付方法	・ 職員が戸籍謄本等と申出者が作成した法定相続情報一覧図を確認し、同図を法務局に保管 ・ 法務局は、申出者に対し、認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付する（戸籍謄本等は申出者に返却する。）。
手数料	・ 証明制度の利用に伴う手数料は不要 ・ 郵送料は申出者負担

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2 法務局が発行する法定相続情報一覧図の写しの記載例

被相続人法務太郎相続関係説明図

最後の住所 ○県○市○○町○番地
出生 昭和○年○月○日
(被相続人)
法 務 太 郎

住所 ○県○郡○町○3 4 番地
出生 昭和 4 5 年 6 月 7 日
(子)
法 務 一 郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目 4 5 番 6 号
出生 昭和○年○月○日
(配偶者)
法 務 花 子

住所 ○県○市○町三丁目 4 5 番 6 号
出生 昭和 4 7 年 9 月 5 日
(子)
相 続 促 子

住所 ○県○市○町五丁目 4 番 8 号
出生 昭和 5 0 年 1 1 月 2 7 日
(子)
登 記 進

以下余白

作成日：○年○月○日
作成者：○○○士 ○○ ○○
(住所：○市○町○番地)

これは、平成○年○月○日に申出のあった当局保管に係る
法定相続情報一覧図の写しである。

平成○年○月○日
○○法務局○○出張所 登記官 ○○ ○○ 職印

(注) 本書面は、提出された戸籍除謄本等の記載に基づくものである。相続放棄
に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 ○00000 1 / 1

(注) 法務省の資料による。

(注) 当省の調査結果による。